

会議録・平成24年6月12日第2回定例会（第1日目）

1. 招集の年月日 平成24年6月4日

1. 招集の場所 明和町議会議場

1. 開 会 6月12日 午前9時00分 議長宣告

1. 応召議員 14名

1番	阪井勇男	2番	松本忍
3番	奥山幸洋	5番	上田清
6番	綿民和子	7番	田辺泰宏
8番	間宮一彦	9番	乾健郎
10番	辻井成人	11番	田邊ひとみ
12番	土屋吉昭	13番	江京子
14番	伊豆千夜子	15番	北岡泰

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 高森登美男

議会書記 朝倉晶子 松井友吾 西尾仁志

1. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	中井幸充	副町長	寺前和彦
教育長	西岡恵三	総務課長	北岡和成
防災企画課長	中谷英樹	税務課長	浅尾恵次
人権生活環境課長	西口竜嘉	福祉子育て課長	下村由美子
会計管理者 (兼)会計課長	乾恵子	長寿健康課長	小池弘紀
農水商工課長 (兼)農業委員 会事務局長	石田茂樹	まち整備課長	沼田昌久
		上下水道課長	潮谷剛

議案第45号 平成24年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第46号 平成24年度明和町水道事業会計補正予算（第1号）

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 総務産業常任委員会の閉会中の所管事務調査の件（委員長報告）

日程第6 一般質問

1. 14番 伊豆千夜子議員

2. 5番 上田 清議員

3. 7番 田辺 泰宏議員

4. 11番 田邊ひとみ議員

(午前 9時 00分)

◎開会の告知

○議長（北岡 泰） おはようございます。

ただ今の出席議員数は14人であります。

定足数に達しておりますので、ただ今から平成24年第2回明和町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしく願いをいたします。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（北岡 泰） 日程第1 「会議録署名議員の指名」については、会議規則第119条の規定により、議長から指名をします。

13番 江 京子 議員

14番 伊 豆 千夜子 議員

の両名を指名します。

◎会期の決定について

○議長（北岡 泰） 日程第2 「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月15日までの4日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） ご異議なしと認めます。

従って、会期は本日から6月15日までの4日間と決定しました。

諸般の報告

○議長（北岡 泰） 日程第3 「諸般の報告」を行います。

監査委員さんから提出をいただいております、2月、3月、4月の例月出納検査結果報告書の写しと一部事務組合議会の報告書の写しを、お手元に配付しておりますので、後ほどご覧ください。

次に、全員協議会でもご了承いただきました、総務産業常任委員会並びに教育厚生常任委員会との連合審査での視察研修における委員長報告につきましては、これまでと同様に両常任委員会合同の連合審査であることから、本会議での各委員長報告は省略し、お手元の配付をもって報告することとします。

以上で、日程第3 諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（北岡 泰） 日程第4 「行政報告」を行います。

町長。

○町長（中井 幸充） おはようございます。

平成24年第2回明和町議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、公私何かとご多用のところ、本定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、ただ今は本定例会の会期を4日間とお決めいただき、諸案件のご審議を賜りますことに対し、厚くお礼を申し上げます。

次に、第1回定例会でお認めいただきました各予算でございますが、いただいた様々なご意見ご提言を念頭に、今日の経済情勢にかんがみ明許繰越事業、継続事業も含め早期執行に向け、各課で事業推進を図っているところでございます。

次に、3月定例会以降、本定例会までの主な動きにつきまして簡略にご報告をさせていただきます。

安全安心のまちづくりとして、3月26日にNPO法人コメリ災害対策センターさんと、3月29日には株式会社カインズさんと、それぞれ災害時における生活物資の供給協定に関する協定を締結しました。また、同日、イオンリテール株式会社東海カンパニーさんと津波発生時にイオンモール明和の屋上駐車場を緊急避難場所として活用できる協定を締結しました。また、4月に入って、大阪警察署と災害時に備えた相互協力に関する申し合わせの調印を行い、株式会社スギ薬局さんとも災害時における生活物資の供給協力に関する協定を締結しております。

大規模地震対策の具体化が急がれておりますが、今後も自助・共助・公助の考え方にに基づき、町民の皆様や地域の企業と協働した取り組みを一層進めるといたします。

第5次総合計画を推進するために、4月1日付けで組織機構の見直しと人事異動を行いました。また、3月定例会で選任同意いただきました寺前和彦副町

長に就任いただき、新しい体制でスタートしました。課の名称や担当事務が変わったところもありますが、トラブルもなく順調に事務を進めております。

4月17日、多気郡農業協同組合さんから、カーブミラー10基、交通安全反射子ども傘 204本と電動鉛筆削り24台、色鉛筆16セットをご寄贈いただきました。寄贈は3回目で、早速、各小学校、幼稚園、保育所の施設に配置し、子どもたちの交通安全の推進と教育活動に活用させていただくことにしました。多気郡農協様には改めて心からお礼を申し上げます。

生涯学習の中心であります平成24年度公民館講座・同好会の開校式が4月21日、明和町中央公民館で盛大に開かれました。今年は、33講座47同好会で1,303人の皆さんに受講いただきます。町としましても、講座生の皆さんが学んだ成果を地域の文化活動などにも広げてもらえるよう期待しているところであります。また、開校式の後、三重の国観光大使の中村幸昭鳥羽水族館名誉館長に、「過去・現在・未来」と題してご講演をいただきました。

坂本古墳群の1号墳から出土した金銅装頭椎大刀のレプリカが完成したため、4月28日からふるさと会館2階の展示室で常設展示することになりました。レプリカの完成により明和町で出土した貴重な文化財を、全国の博物館などへ貸し出しすることも可能となり、歴史文化のまちの発信に活用できると、大いに期待をしております。

海岸のゴミを拾って美しくする「大淀クリーンアップ大作戦」が5月6日に大淀海水浴場を中心に行われました。これは日ごろから環境ボランティア活動を展開していただいております「大淀ビーチクリーン」さんの主催で、子どもたちで環境を勉強しているグループや、家族連れの皆さん約180人が参加し、約400キロの可燃・不燃ゴミを回収していただきました。主催者の皆さん始め、ご参加いただいた皆様に心から感謝を申し上げます。

海岸には、様々なゴミが流れ着きますが、これからさらにこの取り組みの輪を大きくして、美しい白砂青松の海岸として次代に引き継いでいけるよう、町としても支援をさせていただきたいと思っております。

また、この日は観光協会の会員交流会も開催されました。きれいになった海岸で潮干狩りが行われ、大勢の家族連れの皆さんが楽しめました。

5月29日、30日の両日、議会の総務産業常任委員会におきまして、平成24年度の町単事業の採択についての現地調査を実施していただきました。まち整備課関係では、平成24年度から5カ年計画として自治会から道路改良や町道舗装の要望を受け、事業の重要度、必要性、緊急性等により評価し、評価点の高い箇所を優先することとし、また農水商工関係では明和土地改良区等からの要望で、用水路の補修等を採択案といたしました。現地調査を終え慎重審議をいただき、いずれの採択案も決定していただくことができました。

5月23日から25日に、町議会連合審査会による自主防災組織の拡大と認定子ども園の運営を調査目的に、視察研修が行われました。

我々行政側も同行させていただき、福岡県筑前町の自主防災組織の活動及び組織率の向上と、福岡県須恵町の子育て教育支援対策について視察をいたしました。筑前町では自主防災組織の組織化を具体的にどのように進めたのかをお聞きし、自主防災活動補助金制度などの取り組みも伺いました。須恵町では認定子ども園アザレア幼児園を訪問し、運営方法などについて調査をさせていただきました。また、佐賀県吉野ヶ里町の吉野ヶ里歴史公園と、福岡県の太宰府市にあります太宰府政庁跡を視察し、太宰府市では市長と正副議長、各正副委員長を表敬訪問し、互いに大きな遺跡を抱える町として、史跡を活用したまちづくりについて意見を交わしました。いずれにしましても、議員の皆様と同じ目線で視察研修をさせていただくことができ、これからも共通の認識を持ちながら、円滑に行政運営を図ってまいりたいと考えます。

5月31日に恒例の全町自治会長会を開催いたしました。議員の皆様にはご多忙のところご出席を賜り、誠にありがとうございました。会議の内容は24年度の施政方針に沿って、役場業務の紹介と、主な事業の説明を行いました。また、堤防の整備が進む海岸線と実物大復元建物等の整備に向けて工事が進められています史跡斎宮跡東部整備地の見学や懇談会など、内容の濃い会議になりました。

た。

町を代表する二大イベントの一つであります斎王まつりは、お天気が少し心配されましたが、今年も6月2日と3日の2日間にわたり、斎宮歴史博物館周辺で華やかに繰り広げられました。今回は30周年記念ということで、前夜祭には特別企画の子ども群行や、特別ゲストを招いての演奏などが取り組みられました。事前に行われた斎王役や実行委員会の皆さんの知事表敬訪問、そして三重テレビやNHK等の番組などでも度々放送され、例年を大きく上回る来場者数となりました。

そして、大きな事故もなく無事に終了することができましたことは、ひとえにまつりに関わってくださいました皆様のお陰であり、心から敬意と感謝を申し上げます。

また、6月6日には、平成23年度から策定に取り組んできた歴史まちづくり法に基づく明和町歴史的風致維持向上計画が、国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣から認定を受けました。斎宮跡は昭和54年3月の国史跡指定以来、史跡を活用したまちづくりが課題とされていましたが、今後は計画書に位置づけられている各事業について、関係省庁の補助を活用することで、史跡を活かしたまちづくりを一步一步実現させてまいりたいと存じます。

町の中心部にある菊川鉄工所所有地については、かねてより菊川鉄工所さんと協議してきましたが、このほど大筋で売買の合意が得られたため、公共用地として多気東部土地開発公社を通じて買い取ることにしました。

本定例議会上程議案につきましては、専決処分の承認2件、繰越明許費計算書の報告5件、条例の一部を改正する条例5件、道路線の廃止1件、平成24年度一般会計補正予算ほか国民健康保険特別会計補正予算と水道事業会計補正予算をお願いしております。

今日の社会、経済事情から先行きの極めて不透明な状況ではございますが、安全安心で町民の皆様が日々充実した暮らしができる町政推進のため、また特に先の東日本大震災の教訓を活かした災害に強いまちづくりに向け、さらには

希望の持てるまちづくりを目指し、町民の皆様、議員の皆様のご理解とご協力を賜りながら、安定した町政運営に最大限の努力をしておりますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（北岡 泰） 続きまして、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） おはようございます。

それでは、地方自治法第243第2項の規定に基づきまして、多気東部土地開発公社の決算並びに予算の報告をさせていただきます。

去る平成24年5月22日、明和町において平成24年度第1回理事会が開催され、平成23年度決算及び平成24年度予算が審議され、いずれも原案どおり議決されました。

資料2ページの平成23年度損益計算書をご覧ください。

平成23年度決算では、

1. 土地開発事業収益は6,842万5,190円で、公有地取得事業で明和町社会資本整備総合交付金事業 坂本前野線、本郷勝見第2線及び明和町坂本古墳公園整備事業の用地買収にかかるものでございます。

土地開発公社事業原価も同額で、差引、事業総利益は0円となります。

3. 販売費及び一般管理費は、公租公課費で7万円と役務費945円、事業損失は7万945円となります。

4. 事業外収益、受取利息は基本財産の利息で2万1,054円。

5. 事業外費用、支払利息は0円、経常損失は2万1,054円となり、

6. 当期純損失は4万9,891円となります。

次に3ページ、平成23年度貸借対照表をご覧ください。

資産の部

1. 流動資産、(1) 現金及び預金は1億1,138万5,617円。

(2) 出資金は400万円で、明和町、多気町がそれぞれ200万円ずつ出資しております。

(3) 公有土地は2億8,936万8,777円。

(4) 事業未収金 1,835万 4,300円。

流動資産合計といたしまして、4億 2,310万 8,694円。資産合計は同額の4億 2,310万 8,694円となります。

続きまして、負債の部、1. 流動負債、(1) 未払金は 1,739万 9,180円でございます。 (2) 短期預金は 0円、流動負債合計は 1,739万 9,180円となります。

2. 固定負債、(1) 長期借入金は 4億47万円となり、負債合計は 4億 1,786万 9,180円となります。

続きまして、資本の部、1. 基本金、(1) 基本財産は 400万円。

2. 準備金、(1) 前期繰越準備金は 128万 9,405円、(2) 当期純損失は 4万 9,891円であり、準備金合計は 123万 9,514円、資本合計は 523万 9,514円となります。負債資本合計は 4億 2,310万 8,694円となり、この額は資産合計と一致いたします。

4ページはキャッシュフロー計算書ですので、後ほどご覧ください。

5ページの監査報告については、説明を省略させていただきます。

7ページ、8ページに公社の事業計画について、整理しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

続きまして、10ページ、平成24年度予算書をご覧ください。

第2条・収益的収入及び支出、収入第1款・土地開発事業収益は 5,103万円、第1項・公有地取得事業収益 5,100万円、第2項・事業外収益は 3万円でございます。支出第1款・土地開発事業原価は 5,107万 1,000円、第1項・公有地取得事業原価 5,100万円、第2項・販売費及び一般管理費 7万 1,000円、第3項・事業外収益は 0円となります。

第3条・資本的収入及び支出でございます。収入第1款・資本的収入は 4億 5,100万円、第1項・土地売却収入 5,100万円、第2項・借入金 4億円。支出第1款・資本的支出は 4億 4,530万円、第1項・土地取得費 4億 4,530万円、借入償還金は 0円となります。

11ページ以降は予算に関する説明書となりますので、後ほどご覧ください。

これで、多気東部土地開発公社の報告を終わります。

○議長（北岡 泰） 以上で、日程第4 行政報告を終わります。

◎総務産業常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（北岡 泰） 日程第5 総務産業常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

本件について、報告を求めます。

松本委員長、登壇願います。

○総務産業常任委員長（松本 忍） おはようございます。

それでは、所管事務調査報告を行います。平成24年第1回定例会において、閉会中の継続調査となりました調査事件について、会議規則第77条の規定により調査結果を報告します。

調査事件 町単事業について

委員会開催日 平成24年3月23日、5月29日、30日

委員会出席者 委員7名、議長、町長、副町長、関係課長・係長

調査の概要 3月23日に開催された委員会では、明和土地改良区からしろかきに対応する必要があることから、緊急に施工を要するとの要望に基づき、土地改良補助事業の採択箇所案について、概要説明と詳細な現況写真が提示され、早期着工したいとのことでした。

この概要説明に対し委員から、事業の趣旨は理解できた。農家の皆様が支障がないよう早期に事業着手をとの意見が出され、全員賛成で認めることとなりました。

5月29日、30日に開催された委員会では、自治会からの要望に基づき事業別

に作成された平成24年度分の採択箇所案の調査を行いました。農水商工課が所管するのは農道舗装、土地改良補助事業の2事業であり、まち整備課が所管するのは舗装、改良、環境整備の3事業であります。

採択案は、農水商工課は各自治会要望並びに土地改良区の中から、緊急性評価点を考慮して作成、まち整備課は本年度より自治会より5カ年計画の要望の中から採択基（準評価点方式による点数の高い順で、継続事業等を除く）から作成されております。

5月29日の委員会では、農水商工課およびまち整備課から採択案の概要について説明を受けました。それによりますと、農道舗装事業には28カ所の要望がありました。本年度の採択案は継続1カ所を含み3カ所を予定し、採択率は10.71%です。

土地改良補助事業は16カ所の要望がありました。本年度の採択案は早期着工分を含め7カ所を予定しています。採択率は43.75%です。

町道舗装には5カ年で25カ所の要望がありました。本年度の採択案は継続2カ所を含み5カ所を予定しています。採択率は20%です。

町道改良事業には5カ年で94カ所の要望がありました。本年度の採択案は継続4カ所を含み、9カ所を予定しています。採択率は9.57%です。

環境整備事業には、5カ年で16カ所の要望がありました。本年度の採択案は2カ所予定しています。採択率は12.5%です。

概要説明に対し委員から意見はありませんでした。その後、採択案の全箇所について現地調査を行いました。

5月30日は、昨日の現地調査を踏まえ、それぞれ所管事業ごとに審査を行いました。その中で、委員から冠水池浚渫にかかる施設管理にかかる安全対策を講じる必要があるのでは。北野地区内の町道舗装にかかる隣接地の土地所有者等との諸問題解決はされているのか。これに対し執行部から、施設管理者である櫛田川、祓川沿岸土地改良区へ指摘事項を報告し、安全管理に最善の方策を取っていただくよう申し添えます。当該町道は委員の現地調査をいただき、利

用頻度の高いことを確認していただいたので、これまでの諸問題等の解決を図りつつ事業を実施していきたいとの答弁がありました。

また、執行側より本年度から5カ年、自治会要望等については、町財政を見極め町民の付託に応えられるよう努力するとの申し出がありました。そして、入札等により事業費の残が生じた場合には、農水商工課においては評価点数の順序をもっての事業実施と、まち整備課からは継続事業の進捗を図りたいとのことでありました。

調査結果、農水商工課所管事業、早期着工分、土地改良補助事業1カ所、土地改良補助事業6カ所、農道舗装事業3カ所。まち整備課所管事業、町道舗装事業5カ所、町道改良事業9カ所、環境整備事業2カ所の採択案をそれぞれ全員賛成で認めることに決定しました。特に、生活基盤整備のため町単独事業予算の確保を強く要望したことを付言いたしまして、総務産業常任委員会の調査報告とさせていただきます。

○議長（北岡 泰） 松本委員長の報告が終わりました。

報告に対し、補足説明をされる方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 補足説明をされる方がないので、これから質疑を行います。

質疑される方は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

以上で、日程第5 総務産業常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を終わります。

一般質問

○議長（北岡 泰） 日程第6 一般質問を行います。

一般質問は8名の方より通告されております。

許可したいと思います。

（14番 伊豆 千夜子議員）

○議長（北岡 泰）

1番通告者は、伊豆千夜子議員であります。

質問項目は、「防災対策について」の1点であります。

伊豆千夜子議員、登壇願います。

○14番（伊豆 千夜子） 14番 伊豆千夜子。

おはようございます。通告に基づき一般質問をさせていただきます。

防災対策についてですが、防災対策については今までにも一般質問等は幾度となくありました。重複するところもあるかと思いますが、再度お聞かせください。

昨年3月11日の東日本大震災から1年以上が経過しますが、今なお、あのテレビの画面に幾度となく映し出された映像は、目の奥に焼きつき、恐怖とため息と言葉では言い表すことのできない現実ではないでしょうか。現地で震災にあわれた多くの人たちのお気持ちを思うと、今なお心を痛めます。

今日まで各地で起こる大小さまざまな地震に対して、もしかしてまた、とか、いつまで続くのか余震が、とか、現地である地震と津波にあった人々のみならず、恐怖を覚えるのではないのでしょうか。

我が町、明和町でも東海・東南海・南海の三連動地震が危惧される中、海岸部の大淀、下御糸地区においては、以前より津波被害が心配されております。高潮対策で護岸堤防の改修工事や公共施設の耐震対策はされております。平成

23年度は、防災対策などにこれまで以上に取り組んでもらいました。例えば海拔表示は一部地域では表示されておりましたが、一層地域を広げ表示してもらいました。他にも地域防災懇談会の実施や、防災行政無線屋外拡声子局の増設、総合防災訓練などがあります。これらも含めて、平成23年度の事業概要を伺います。

また平成23年度における防災対策の取り組みの成果と、残った課題は何かをお聞きします。平成24年度防災対策の予算が、前年度に比べて大きく上昇しています。防災行政無線戸別受信機の追加購入や、防災タワー建設予定の調査費などがあげられます。これらとともにお聞かせください。

○議長（北岡 泰） 伊豆千夜子議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

○町長（中井 幸充） 伊豆議員のほうから防災対策についての現状等についてご質問をいただきました。

東日本大震災から昨日で1年と3カ月が経過をいたしました。被災地ではいまなお復興に向け全力で取り組まれております。改めて亡くなられた被災地の皆さん方にお悔やみと、それから、復興にですね、全力を挙げてみえる皆様方に心からお見舞いを申し上げ、1日も早い復興を願ってやまないところでございます。

また、新たな問題として、震災がれきの問題等々の課題も提起をされておりますが、我々も率直にですね、この問題を受け止め対策を講じてまいりたいと、そのように考えておるところでございます。

さて、23年度の防災対策の事業概要についてのお話をいただきました。特に我々としましては、津波対策ということの一つの念頭に置きながらですね、対策を進めてまいりました。その主なものにつきましてはですね、防災の情報が得られるエリアメールの導入を、まず考えました。その中でNTTさん、あるいは今後はですね、KDD、いろんな形の中での情報を入手できる、そのこと

の部分です、やっていきたいということの導入を行いました。

二つ目は、お話にありました海拔の表示、今までは海岸部という形の中で、大淀、下御糸地区をという形でございましたが、平成23年度におきましては町内の主要施設等々に海拔表示をさせていただきました。そして、防災無線の屋外子局につきましては、海岸部に3カ所、空白地帯と申しますと、下賤ですが、不足していると思われる地域につきまして、設置をさせていただきました。

そして、よく言われますように、津波が来たら高いところというお話でございますが、明和町には高台がございません。従いまして、ビル等というふうな思いの中で、お話をさせていただきました、ようやくイオンリテールさんにおきまして、一次避難所ビルの指定ということの中での協定を結ばさせていただきました。

津波対策のほかにはですね、やはり自助・共助・公助の自助の部分で、何とか町民の方々に防災の意識を高めていただこうと、そういう意味合いも含めましてですね、自主防災組織の強化と、それから活動支援ということで防災訓練始め、資機材の整備の助成金を、平成23年度行わせていただきました。

それと合わせて災害時における要援護者支援、これについても進めておりますが、なかなか一步二歩も進まないという状況もあります、また新たにですね、そういった取り組みの強化を図っていくということで、23年度自主防災組織の育成強化にも努めさせていただきました。

三つ目としましてはですね、総合防災訓練ということで、去年は斎宮小学校での計画をいたしましたけれども、残念ながら雨で総合の防災訓練は実施ができませんでした。しかしながら、大淀、下御糸の地域では津波避難訓練ということで、自治会の皆さん方にも参加をいただき、訓練を行っていただきました。そして、斎明・明星地域におきましてはですね、斎明、斎宮・明星地域におきましては、安否確認ということで、それぞれ自治会の一次集合場所に来ていただいて、そして点呼を行い、それぞれの住民の皆さんの安全・安否を確認するという、そういう作業をですね、訓練を行っていただきました。消防団とはで

すね、それらの安否確認以降の情報伝達という訓練の実施をしてまいりました。

県におきましてはですね、図上訓練ということで、広域的な災害の状況を報告をしながら、そして支援を求めていくという図上訓練の実施をしているところでございます。そして、NPO法人、コメリさん、あるいは株式会社カインズさん等々におきましてはですね、救援物資の提供をいただく、そういう協定も結ばさせていただいてきたところでございます。その中でですね、課題と申しますか、一定の評価と申しますか、そういったものにつきましては、今まではややもすると、この訓練は役場主導型ということでございましたけれども、地域、自治会での取り組みというのがですね、段々だんだん進んできておりますし、そういう意味では自治会の皆さん方の意識もですね、随分と向上してきたのではないかと、そのように思います。

特に津波訓練では、大淀自治会の取り組み、そして下御糸の皆さんの取り組みもですね、顕著なものがあるというふうに思われます。従いまして、一定これらを続けていくことによって、防災意識の向上にさらに努めてまいりたいと、そのように思います。

また、海拔表示につきましてはですね、表示方法が先の部分と異なっているという、そういう部分の指摘もいただいておりますので、これについては一工夫いるのかなというふうな思いでございます。ただ、津波の部分につきましては、さらに一次避難所の確保という部分が必要になってきます。現在、今年の予算でお認めをいただいております下御糸小学校、そして、この補正でもお願いを申し上げますが、大淀小学校の外付け階段、それらを付けることによって、一次避難所の確保を行っていきたいと思っておりますが、それだけで十分かと申しますと、十分ではないというふうに思いますので、町内の高い建物のある企業さんにも協力をいただく中での一次避難所の確保という点をですね、さらに進めていかなければならない、そのように思っております。

また、避難ルート of 明確化という形の中ではですね、特に大淀、下御糸の皆さん方の、いざという場合に、どのように避難をしていくか。これらにつつま

しては、今年、三重大の川口教授にコーディネーターをお願いして、大淀、下御糸地域の皆さん方を中心に、自治会の中に入ってですね、住民の皆さんと膝を突き合わせて、そしていろいろな避難ルートの検討も行いながらですね、確認をしてまいりたいと、そのように考えておるところでございます。

当然、防災行政無線の受信が悪いというお声もいただいておりますので、屋外子局の部分についても拡充を図ってまいりたいと、そのように考えておるところでございます。また、調査・設計等の委託料で、当初でお認めをいただきました。これらについてもですね、避難タワーが必要なのかどうかということも含めてですね、先ほど申し上げました避難ルートをきちっと確保することによって、どのような対応が必要か、そういったところの調査等々も含めまして、今回、精力的に調査を行ってまいりたいと、そのように思っておりますので、よろしく願いを申し上げたいと思います。

要援護者対策としてもですね、いろいろとこれから力を入れていかなければなりません、さまざまな課題が山積をしているところでございますが、要は行政がいくら旗を振っても、住民の方々がそれに応えていただかないと、非常にこういった避難というのは難しいのかなというふうな思いもしておりますので、我々としましては、住民への啓発、それを中心にですね、防災対策をまず進めてまいりたいと、そのように考えておるところです。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

伊豆千夜子議員、再質問はございませんか。

伊豆千夜子議員。

○14番（伊豆 千夜子） いろいろと町長に伺いました。

成果はあがっているようなんですが、残された課題も幾つかはあるようです。表示なんです、私も見せてもらいました。一番最初に大淀地区とかにしてもらった時に、線があって、ここが海拔何mと書いてあったんですが、どこからなんかなと思った時に、今回の見せてもらいますと、地面から何mと書いてありました。確かにこの間の新聞でも見たんですが、まちまちやから、ちょっと

変やなあと思うところもあったんです。それもまた見直してもらえるということを書かれていましたので、それは安心しております。いろんなことをしてもらいます。町民の方だし、もちろん町民だけでなく、皆がそうなんですけども、迷うことのないように、それを確信して行動できるようにしてもらいたいと思います。

そして、イオンさんのところに避難所という立て札かなんかつくってもらったんですけども、できた直ぐの時でしたか、見たんですけども、どこなんやろとって、立っているんですけども、どこなんやろ、ちょっと探したところがあったんです。あれ、ちょっと見にくいかなと、小さいかなと思うところもあったんです。でも、それは決まっているので、こういうもんなんかなと思って、ここにあると思って見ればわかるんですけども、ちょっと見にくいかなと思うところも、それは私個人の意見かもわかりませんが、そういうことをちょっと感じました。

そして、要援護者支援も以前からいろいろと努力はしてもらってますし、私たちも何かしなければいけないと思ってやっているところもあります。でも、なかなかいろんな思いを持ってみえる方がありまして、なかなか登録するとか、難しいところもありますけども、やはり命は守らないいけないと思いますので、そういう点、またいろいろと努力をしていきたいと思いますし、行政のほうもよろしく願いしたいと思います。

いろいろと成果はあがってますし、課題も幾つかあるとお聞きしました。しかし、平成24年度の予算編成などを考慮しますと、24年度における防災対策の取り組みに、町長の強い意気込みを感じました。それはまた後で伺うことにします。

災害はいつどのような形で起こるか、予測が尽きません。そこで、地震、津波からどのように命を守るかを考えてみました。防災対策では、まず住民自らが、そして地域で助け合う自助、共助が非常に重要だということは、いまさら私が言うまでもありません。いろんな方たちとお話をする中で、自宅の耐震化

は大丈夫ですかとお聞きしますと、耐震化にはお金がかかり、高齢者世帯では手をつけられない状況ですと言われます。いくら震災後の自主防災組織、いわゆる共助の計画、準備、活動が万全であったとしても、自分が死んだり、怪我をしたりして動けなくなるとは、もともこもないと思います。そうではないでしょうか。

このように、災害発生時は、まず自分、そして家族の命・安全を守る、自分のことは自分で行うという自助。それから、隣近所、地域で助け合う、地域のごことは地域で完結させる共助、そして最後に行政と地域が一緒になって行う公助の順で、一つひとつ段階を踏んで確認、準備していく必要があると思いますが、いかがでしょうか。特に自助の部分が曖昧であるように、私は感じました。事前の対策も含め災害発生時の具体的な自助、共助、公助の役割をどのように考えておられるか、お聞かせください。

○議長（北岡 泰） 伊豆千夜子議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） まず、よく言われますが、災害発生時にはですね、伊豆議員もご指摘のように、自分の身は自分で守ることが、まず原則だというふうに思っております。

そして、自分の家族、ここの部分が自助の部分ではないかというふうに、私も感じております。阪神淡路大震災でのいろいろなお話を聞かさせていただきますと、自分と家族で、とにかく身を守ったというのが、約67%というような数字をいただいております。その次に隣近所と申しますか、隣の人を助けた、あるいは協力して助け合ったというような、そういった部分は約3割程度というふうにお聞かせをいただいております。我々がよく言いますが、消防あるいは役場の職員がですね、実際にかかけつけられるというのは、その後の部分でございまして、数字的に言えば、ほんの数パーセントにしか過ぎないというふうに思っております。

従いまして、いかに自助の考え方が大事かということが、如実にこの数字からもですね、伺えるのではないかと、そのように思っておりますので、我々も

ですね、その自助の部分をやはり中心に置いてですね、防災対策をこれからも進めていかなければならない。そのように今考えているところです。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

伊豆議員、再質問はございますか。

伊豆議員。

○14番（伊豆 千夜子） そうですね、やはりいくら行政とか地域がしっかりしていても、やはり自分の身は自分で守らなければいけないと思います。

そして、守るために取り組みとして、個人住宅の耐震化の促進について伺います。町長の提案説明にもありましたが、まず揺れに対して命を守ることが最優先であること。政治、行政の最大の任務は町民の命、財産を守ることです。地震発生後、逃げ込む避難所となる学校などの公共建築物の耐震化は積極的に進められ、明和町においては既に100%完了ということで、大変安心しております。

それに比べ自助の分野となる個人住宅の耐震化対策は、地震の被害の恐ろしさや建物の耐震化への認識は、高くなっているにも関わらず進んでいないように思います。建物の耐震化や家具の固定化への支援策として、木造住宅の耐震診断、補強相談、補強工事補助などにかかる費用も計上はされましたが、十分活用されていますか。耐震診断活用状況を伺います。

あの大きな被害を出した阪神淡路大震災では、死傷者の約90%以上の死因が、家具や家屋の倒壊によるものだったそうです。また中越地震では約30%、中越沖地震では約60%だったそうです。いかがでしょうか。伺います。

○議長（北岡 泰） 伊豆議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 耐震化の状況ということでございますが、過去3年間の状況につきましてはですね、耐震診断の申し込みが、平成21年度40件、平成22年度16件、平成23年度13件という状況になっております。補強設計補助をしたものが、平成22年度3件、平成23年度2件。耐震工事補助は平成21年度1件、平成23年度1件といった、今の実は実態でございます。

で、ご指摘がありましたようにですね、我々としても何とか、いわゆる減災という部分も含めて耐震化の呼びかけをさせていただいてはおるんですけども、なかなかいざという時にですね、費用が多額にかかるという思いかどうかはわかりませんが、実施には至ってないというのが現状であります。

従いまして、これからですね、我々もまずはという家具の固定や、そういった部分を含めてですね、いわゆる耐震化への啓発というんですか、そういったものを十分に行っていく必要があるのかなという思いですので、そちらのほうにも力を入れていきたいと、そのように思っています。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

伊豆千夜子議員、再質問はございますか。

伊豆議員。

○14番（伊豆 千夜子） そうですよ。やはりいろいろと調べてみますと、改築とか改修には結構なお金がかかると聞きました。いろいろ個別にすると10万代とか、20万代とか、もっと安くでもあるらしいんですけども、大体すると150万円からなんか結構すると1,000万円ぐらいとか、家を建てるぐらいのあれにもなってくるというのは聞きました。

そして、耐震診断はするとか、相談はするんですが、もちろん改修補強まではなかなかお金がかかるのでできないという状況ですよ。明和町でも今聞きますと、例外ではないようです。資料も、先ほど町長言われました資料も、診断の申し込みはわずかでありますけども、なかなかそれを、補強工事をするということまではいかないような気がします。

ですが、震災があって仮設、家がなくなったとか、災害にあった時に仮設住宅を建てるのに、いくらぐらいかかるかとか、そういうことを考えますと、震災復旧時に被災状況とか、建物の被害状況に応じて生活支援金とか、補助を出すのであったならば、被災前に命を守るための方策として何かを考えられるのではないかなと思いました。

例えばシェルター化ですか。防災シェルターとか、何か防災ベットとか、な

んかそういうのがあるらしいです。ちょっとインターネットで調べてみたんですけども、それは家が崩れた時にも、その1部屋だけを防災の囲ったりすると、案外それに被さってきて、家は崩れてもその部屋だけは守れるとか、なんか防災ベットだと、ベットが二つ分置けるので、そこは大丈夫だとか、それだけと安くはないんでしょうけども、25万円とか30万円ぐらいでできるとも、調べてみた時にありました。

それで、高いんですけども、その補助金とかそんなのもあると思うんですけども、その補助金がなんか案外安いような気がしますので、もうちょっと耐震工事に補助金を出せば、できるんじゃないかなと思う点もあるんですけども、そういう点はどうでしょうか。

○議長（北岡 泰） 伊豆議員の再質問が終わりました。

再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 仮設でいくらかというお話がありましたが、これは先日ある新聞ですけども、この東日本大震災の被災3県での1戸あたりのなんちゅうですか、仮設整備の平均が632万円というような数字が出ているそうであります。当然、整備には土地造成、水道管の布設、いろいろな防寒対策も含めて、加味されておるわけでありますが、約1戸当たり600万円近いお金がかかるという、そういうお話、新聞記事でございました。

それでですね、明和町の実態はどうかということになってきますとですね、町内のいわゆる住宅の総軒数というのは、1万2,263軒ということで、平成24年度の家屋の評価データでちょっと出ております。よく言われますように、建築基準法が改正されました昭和56年以前の木造住宅の軒数というのが、約5000軒あります。いわゆるよく言われていますが耐震化を必要とする評価なんですけれども、これが0.7以下の部分については、いわゆる耐震の補強工事が必要という、そういう中身でございますが、そういったところで、先ほど申し上げましたように、耐震診断そのものがですね、明和町はなかなか進まないという部分もございますので、とりあえず耐震化を皆さんにですね、是非木造家屋の

部分で、自分の住んでいるところ、そのところがどうなっているのか、そう
いったところを是非調査をお願いをしていただきたい。

役場のほうがですね、直接的に皆さんのところへ出向いてですね、診断させ
てくれというわけにはまいりませんので、逆に言うと皆さんのほうから、自分
が住んでいる家はどうかという、そういう問い掛けをいただければですね、
私どもそれに対応してまいりたいと、そのように思いますので、よろしくお願
いしたいと思います。

その中で、先ほど補助金のお話もいただきましたが、現行は 150万円、国県
の補助金も合わせてですが、150万円いわゆる補強工事に支出ができるという、
そういう状況になっておりますが、お話ありましたように、改修ということに
なるとなると、500万円から1000万円ぐらい、その家の部分でかかるのかな
というふうなことも言われておりますので、なかなかそこら辺のところはネッ
クになって、耐震工事が進まないのかなと、我々そんなふうにも受け止めてお
ります。

その中でですね、一つですね、何とか簡易なですね、例えばかすがいを入れ
るとかというようなことの中での簡易耐震補強工事補助というのがですね、新
たにできております。それは50万円が最高出されるということについてもござ
いますので、何とかですね、大がかりな補修工事ではなしに、応急的なと申し
ますか、倒壊を防ぐための先ほど言いました評点を 0.7から 1 の間でですね、
何と言うんですか、補強できる、そういう簡易なものもあるということも含め
てですね、住民の方にお知らせをさせていただきたいなど、そのように思いま
す。

シェルターの話とか、そういうのもいろいろ報道がされております。そうい
ったものも含めてですね、何とか減災の方向での取り組みができないかですね、
今後検討させていただきたいなど、そのように思っております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

伊豆千夜子議員、再質問はございますか。

伊豆議員。

○14番（伊豆 千夜子）　そうですね。やはり家を直すとなると、わずかな金額では無理だと思います。でも、やはり命を守るために、その部屋にいて助かるのであれば、自分がお金を出して直してもらおう、でもそれにはやはりお金がかかります。皆さんは最初の診断だけでもしてもらおうようにはしたいんですけども、やはりもう診断してもらったら、きっと直すのにお金がかかるかなと思って、そういうのはもういいや、お金たぶんかかるから止めておこうと思うところもあると思うんですけども、そういうのをもっと言っていいのかどうかかわからないんですけど、これぐらいかかるかも知れませんが、こういうふうになれば命は守れますよとか、家はその部屋だけでも大丈夫ですよとかいうのがあると思うので、やはり国や県に対して住宅耐震化制度の見直しや補助金の増額など、耐震シェルター化を、設置補助などを積極的に要望していただきたいと思いますが、そういう点はどうでしょうか。

○議長（北岡 泰）　伊豆議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充）　減災という視点の中でですね、我々としても何らかの形の中での対策というのは、必要だというふうに思います。先ほどから議論されておりますようにですね、なかなか多額の費用がかかるという形の中ではですね、何とか簡易的な部分での対策・対応ができないかどうか、我々としてもですね、国や県に対してまた要望してまいりたいと、そのように思います。

ただ、個人の住宅に対して、そういう資金を出すということについては、いわゆる財産形成の問題も実は以前は騒がれておりました。いわゆる個人の財産に公費を投入して云々というお話も、以前にあったように記憶をしておりますが、その視点ではなしに減災という視点で、これからの要望等も含めてしてまいりたいと、そのように思っています。

○議長（北岡 泰）　答弁が終わりました。

伊豆議員、再質問はございますか。

伊豆議員。

○14番（伊豆 千夜子） やはりいろいろな規制とか、そういうのがあって難しいところもたくさんあると思います。でも、やはり人の命を守ることが、一番大事だと思います。国県へいろいろと要望していただいて、難しいところも何とかクリアーしていただいて、皆さんの命を守っていただきたいと思います。

それでは、次に町民の防災備蓄状況、すなわち町民の防災意識について質問します。地震災害時は人々はとりあえず避難所に逃げ込めば、そこには食料も寝床も情報も救援物資も集まり、そしてトイレもテレビもあります。安心できる場所だと、多くの人が思っていることでしょう。

しかし、救援物資がなかなか届かず、1週間以上かかることも覚悟しなければいけないこともあると聞きました。町の備蓄品はありますが、家庭でもある程度の備えは必要だと思います。少なくとも食料、水など、3日分は必要だと言われています。勿論、準備している方もたくさんおられます。まだの方たちに今後周知は必要だと思いますが、いかがでしょうか。

自助の分野をより明確にすることで、人命確保、人的・物的な被害を軽減できるという予防効果が発揮でき、また災害後の行政の対応負荷も大幅に軽減できる効果が期待されます。いかがでしょうか。

○議長（北岡 泰） 伊豆議員の質問が終わりました。

これに対する答弁をお願いします。

町長。

○町長（中井 幸充） ご質問いただきました災害備蓄ということにつきまして、私もいろいろお話をさせていただく機会には、とにかく3日間分の食料と水はそれぞれお願いしますということを申し上げておるところでございます。今までの例からいきますと、だいたい外からの救助が届くのがですね、大体2日から3日ぐらい、早くてですね、そういう状況でございますので、とりあえずそれぞれご家庭での備蓄ということですね、今、非常用の持出袋等々の宣伝も行き届いているというふうに思います。そういったものも含めてですね、

とにかく確保をお願いをしておきたいと、そのように思っておるところでございます。

町としましてはですね、一度にそういった備蓄をできるわけではありませんので、毛布とかそういったものは別ですが、特に食料系統につきましてはですね、そういうことが非常に困難でありますので、ご案内のようにイオンさんとかですね、あるいはコメリさんとか、そういったところとの物資の供給協定を結ぶことによってですね、直ぐには間に合いませんけれども、応援をいただける。その協定をですね、今後とも各社さん、企業さんのお世話になって結んでいきたいと。ですから、町としてはなかなか備蓄をとというのは困難でありますけれども、そういった外の部分の支援をいただくということの中でですね、お願いをしていきたいなど。

とにかくお家のほうでは3日分の水と食料、これを何とかですね、備えていただけたらなど、そのように考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

伊豆議員、再質問はございますか。

伊豆議員。

○14番（伊豆 千夜子） そうですね、やはり3日分といっても、結構な置く場所もあると思うんです。現に私もそんな3日分あるかなと聞かれると、どうかなと思うところもあります。でも、やはりそれを周知していただいて、町にも勿論ありますけども、先ほどやはり町の備蓄品ばかり頼ってもいけないと思いますし、ジャスコさんとか、そういうところにもあると思うんですけども、偏ってしまい、そこへバツと行ってしまえば、どんだけたくさんあっても足りなくなってくる時もあると思いますし、1週間で来るという確信があればいいですけども、それも確信ではないと思うんです。ですので、2週間、3週間にもなるかもわかりません。もっとなるかもわかりませんけども、そういう例え3日でも用意しておけば、その3日分だけは他のところからとらなくてもいいと思いますので、そういうことを周知していただきたいと思います。

そして、また皆さんか偏るじゃなくって、助け合って、自分の持っているものを分け与えるとか、そういうことももしあったら、どうぞこれを使ってくださいとか、そういうふうな意識も皆さんに持っていただければいいかなと思います。

ですので、より一層これから備蓄品とか、そういう意識を深めていただくようにしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、次に共助の取り組みとして、住民の防災対策の、すいません。次に、共助の取り組みとして、住民の防災対策の現状をお聞かせください。

先月行きました視察先でのお話で、3年目にして自主防災組織率が7.7%が77.1%にまで上がったと聞きました。いかがでしょうか。

○議長（北岡 泰） 伊豆議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 町の自主防災の組織率と申しますか、今年の4月現在でございますけれども、自治会数94、自治会がございますが、はっきりと自主防災組織を組織化していただいている自治会は37にのぼりました。組織率は39.4という形になっておりますが、防災訓練につきましてはですね、昨年ですが51自治会が参加をいただいております。約3000人の方々が防災訓練に参加をいただいております。

従いましてですね、我々としましても自主防災組織の育成強化という視点で資機材の交付等々も含めてですね、さらに今年、来年に向けてですね、できれば全自治会で組織していただけるように、これからも努力をしてまいりたいとそのように思います。

自主防災組織ってどんなのというのがあろうかと思ひますので、我々としては行政チャンネルでの自主防災訓練等々も含めてですね、そういう状況を流すことによって、意識を高めていただく、そんな取り組みもやっていきたいなど、そのように考へております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

伊豆議員、再質問はございますか。

伊豆議員。

○14番（伊豆 千夜子） この間、行かせていただきました視察先でも、最初は本当に3自治会でしたっけ、がやっているだけで、でも何かのその3年間で26が参加して29自治会になったと、77.1%にもあがったと、そこはそんなには災害には今までそういう意識はなかったんですけども、3月11日の震災によって、皆さんがそういう意識を持つようになったと言われてました。なかなか自主防災組織といっても、それを何かを活動するとか、そういうのは本当に難しいと思います。この資料をいただいたんですけども、大淀地区でも結構あるんですけども、何か強化事業を活用したのは東区さんの一つだけでした。勿論、自主防災組織は皆さん持ってます。39%のところがあるんですけども、それをなかなか実行しようとか、やろうとかいうのは、本当に難しいと思います。昨年以前に比べると防災意識は徐々に高まっているようには思うんですが、まだまだ取り組みの弱い地域や防災意識が低い住民の方々たちの意識を刺激し、共助の取り組みが一層進むように考えなければいけないと思います。

先ほど町長も言われました。行政チャンネルなどを使って、そういうことも広めていくというのも、勿論その手段です。そして、また広報めいわとかを活用して、住民や地域の防災対策の取り組みについて、もっともっと町内に情報発信したらと思うのですが、そういう点はどうでしょうか。その行政チャンネルとか、広報めいわが一番いい手段かもわかりませんが、他にも何かあるかなと思うところもあります。

そして、自主防災組織が継続ができる、無理のない取り組みや、自治会間の交流、意見交換会などが、町がこれしてくださいではなくて、地域住民がこれほしいあれほしいと声をあげて、それに対して町からの補助や資材が出るようになればと思います。そして、また大人たちだけではなく、子どもたちの心構えも必要になってくると思います。

中越大震災に見舞われた子どもたちが、全国に先駆けて夏のキャンプを防災キャンプと銘打って、テントづくりや枯れ木を集めてご飯の焚き出しをしたり、

いろいろなことをしたそうです。勿論多くの大人たちも関わっております。そしてその2カ月後に中越大震災に見舞われたそうです。子どもたちの対応の良さに、大人たちも回りの人たちも皆がもの凄く関心したそうです。そうですね、勿論それは自分たちがそういうことを経験して、たった2カ月後に地震があったわけです。中越大震災に見舞われたわけですから、よしこの2カ月前に自分たちがやったということ、今こそ発揮しようという思いが、子どもたちあって、一生懸命やったと思うんですけども、そういうことはいかがでしょうか。

○議長（北岡 泰） 伊豆千夜子議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 行政チャンネル等を通じて幅広く、町民の方にですね、そういった自主防災の意識を啓発していくということは、非常に重要だというふうに思っております。今回ですね、組織、機構の中で防災企画課という形の中で、情報発信の部門もですね、一緒に一つの課の中で仕事をするようにという形の中で、組織の見直しを行わさせていただきました。そういう意味でこれからですね、情報発信というのを精力的に行っていきたいと、そのように考えておるところです。

また、防災教育の中で防災キャンプというのを、前例として中越地震の時に取り組まれたというお話でございますが、我々としても防災教育の必要性というのには十分に感じております。従いまして、今回ですね、6月17日には群馬大学の片田教授をお招きをして、大淀・下御糸で防災教育の成果と申しますか、そういったものをですね、披露していただくなかで、防災意識を高めていただくという、そういう計画をしておりますので、また議員の皆様にも、是非ご参加をいただきたいなど、そのように思っております。

また、子どもたちへの部分、キャンプとか、そういうのはまた学校との関係がありますので、教育委員会のほうにもお話をさせていただきたいと思いますが、県教委のほうからですね、こんな防災ノートという形の中で、高学年あるいは低学年用にですね、それぞれ自分の身をどう守るかとか、あるいは避難ル

ートはどうかとか、避難所をどこへ設けるとか、いろんな細かい内容の
ですね、防災ノートというのが各小学校に今年の2月に配られたようでありま
すので、各学校もですね、この防災ノート等に基づいて、それぞれ防災教育を
行っていただいていると思いますが、思います、やはり有事の際の部分につ
いてはですね、我々はもっともっと日常的な取り組みの中でですね、防災意識
を高めていかなければならんと、そんなような思いでございますので、ご指摘
ありましたような部分、広報ありとあらゆる機会を通じてですね、町民の方に
啓発をしてまいりたいと、そのように思いますので、よろしくお願ひしたいと
思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

伊豆千夜子議員、再質問はございますか。

伊豆議員。

○14番（伊豆 千夜子） やはりいざとなつて、細々といろいろなことをしなけれ
ばいけないと思います。子どもたちも、よし頑張るぞと、なんかあった時に、
お父さん、お母さん、もし万が一いなかった時にでも、自分たちがよしあそこ
で教わったことをやろうとか、防災ノートなんか書いてあることを、頭に入
れていて、よしやろう、この間、聞いたことや。この間、実戦したことやと思
って頑張ってくれば、すごくいいかなと思います。

それで、キャンプといつても、昼も夜もありますし、なんか昼でも集まった
時に、こんなことをしようとかいって、もしやっていたらいいかなと
思うのです。

そして、今度6月17日に講演会があります。もちろん行かせていただきます。
それで、大淀と下御糸小学校であるということですが、もっと他の地区で
もやっていただく経費とか、そういうこともあると思うんですけども、他のと
ころで何がまた別の方が来て、講演をしていただくとか、そういう計画はこれ
からの計画にはありますかどうか、お聞きします。

○議長（北岡 泰） 伊豆議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 防災教育は一回やったから、それで終わりということではございませんので、また機会を改めて、それなりの先生に来ていただく、あるいはもしよければですね、そういう被災をされた、実際に体験された方のお話を聞いてみるとかですね、そういった取り組みをしながらということは、これからも考えていきたいと、そのように思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

伊豆議員、再質問はございませんか。

伊豆議員。

○14番（伊豆 千夜子） いろんなお話を聞いて、いろいろ知識を得て、そして防災意識をもっともっと高めていきたいとしますので、どうかそういう講演会なんかも、予算の許す限りしていただきたいとします。

では、次に町の取り組みである公助についてお聞きします。いつ起こるかわからない三連動地震、大震災の場合には初動体制をいかに確保するかが、被害を最小限に食い止め、一人でも多くの人命を救えるかを決めると言っても過言ではありません。災害が発生したら、また発生が予測されると、町では災害対策本部を立ち上げて、町長は本部長として陣頭指揮をとられ、災害対策にあたられることになると思います。

突然やってくる地震の場合、対策本部は直ぐに立ち上がり、災害への対応はできますか。そのためには、いかに関係職員を集め、災害業務に従事させるかが私は大きな鍵であると思っております。平日の昼間の場合でしたら、職員は役場におられますので、比較的スピーディな対応ができると思います。しかし、役場が休みの時や夜間の場合は、職員が役場に参集するには時間がかかると思います。

そして、その結果、対応が遅くなると思います。その上、大災害が起こった場合は、職員自身とその家族も被災することが十分考えられます。職員は任務が第一だから、家族のことは構わず集まれというのは現実的では決してありません。関係職員が全員配置につけるという前提の体制では、実際に動かなくな

る恐れもあると思います。

職員の献身的な行動に甘えることなく、組織としていち早く職員や家族の安否を確認し、登庁可能な職員を把握する仕組みをつくっておくことが必要と考えます。いかがでしょうか。

また、初動要員の確保のために、二重三重のバックアップの要員が必要と考えます。災害発生時に公的組織などと連携して活動することを目的の防災士の協力も必要になります。資格取得に必要な経費の費用の補助はどうでしょうか。なんか調べてみますと、6万円ぐらい、6万円強ぐらいですか、かかるということを知りました。初動要員確保の体制及び職員の参集について、どういう方針で行われるのかお尋ねします。また、学校や幼稚園、保育所の職員の参集についても合わせてお尋ねします。

○議長（北岡 泰） 伊豆千夜子議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

○町長（中井 幸充） 災害時の職員の招集ということをお話をいただきました。今ですね、我々は災害時の配備招集基準というのを、実は持っております。その中ではですね、いわゆる東海地震の部分があるんですけど、そこは別にしましてですね、町内に震度3の地震が起きた場合は、準備体制ということで第一次配備につきます。これはですね、実は普通ですと、震度4という話になるんですけども、どうも今までの数字からですね、明和町の場合、震度計が設置されておりますのは、役場に設置をさせていただきます。松阪市さんが震度4の時には3、3の時には2というふうにですね、1ランク低いという実は状況が今までの数字の結果出てきております。

従いまして、震度3というとかなり揺れるわけでありますので、その段階で準備体制をとるということで、第1次配備という形にしております。そして、警戒体制ということになりますと、震度4。そして、非常体制ということで、町内で一応震度5弱以上の地震が発生した時には、災害対策本部の設置とか、

そういうのはもう抜きにして、いわゆるそういう状況が起こったら、職員はただちにですね、登庁するという、そういう中身にしてございます。一々ですね、我々が災害対策本部を立てて、職員を招集するということではなしに、そういう状況があれば、職員はただちに役場へ向いて登庁するというふうに決めてございます。

その中で、先ほど言われましたように、自分の家族あるいは隣の家の方が被災を受けてみえるというような場合はですね、それは人命救助をまず優先させるという形です。従いまして、全ての職員が震災後、何分かに、何分後にですね、集まるという保障は実はございません。阪神淡路大震災の時もですね、震災後、即座に1時間以内に職員が参集したというのは、なんか30%ぐらいというふうにお聞きをしておりますし、町内でもですね、道路の陥没あるいは橋が落ちたとか、そういったような状況の中でですね、職員が集まるという話にはならないわけでありますので、その点はですね、我々防災訓練の時に、車を使わずに徒歩もしくは自転車、あるいはバイクで役場に何分で来られるかというようなこともですね、一応は訓練の中でチェックをしております。自転車で大淀から来ますとですね、少なくとも20分、30分はかかるという形の中で、震災後、その職員が身の安全なり周囲の状況を把握して、役場に到着するのは、少なくとも30分以降になりますし、近いところでも私でも大体10分から15分、自転車でかかるということでございますので、そういったことの中ではですね、ぜひ我々としては災害が起こった、そうしたら直ぐに駆けつける、そういう体制をですね、まずつくっているということをご理解いただきたいと思います。

そして、その中でですね、今度はどういう情報を集めて、どういう指示を出していくかですよね。そのことについてはですね、実は一応のマニュアルはつくってございます。災害発生からですね、2、3分後にどうするか。そして、1時間後にどうするか。6時間後にどうするか。12時間後にどうするか。1日たったらどうするか。そういう感じでですね、一つの災害想定の中でどんなふうに対応していかなければならないかということをごですね、一応災害の想定災

害シナリオという形の中ですね、防災の企画課のほうで考えていただいております。それに基づいていろいろと対策を練っていくというのが1点と、それとですね、やはり図上訓練等々をやりながらですね、どういう対応をしていったらいいのかというのを、職員自体が私が災害対策本部に直ぐ駆けつけられるとは限りませんし、副町長が常にその場におれるとは限りませんので、従って職員が誰でもがそういう直ぐ配置につけるような訓練をですね、これは図上訓練といいますけれども、そういった訓練を重ねて、万が一の場合にトップがいなくても、直ぐにその災害対応ができるような、そういう取り組みなり訓練をやっていかなければなりませんし、今やっています。

また、じゃあとって、今、完璧かと申しますと、そうではございませんけれども、これからもですね、いろいろな情報伝達を含めて訓練を重ねて、万が一に備えていきたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。なるべくスピーディな対応をできるように、我々もこれから職員も訓練を重ねていきたいと、そのように思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

伊豆議員、再質問はございますか。

防災士が抜けておるな。

町長。

○町長（中井 幸充） 防災士につきましては、それから防災士と実は防災コーディネーターという形と2種類あるように思っております。防災士のほうは本当に先ほど言われましたように、全ての何ちゅうんですか、いろんな知識をという形でございます。まだ明和町ではほんの10人不足だったというふうに記憶をしておりますが、ただですね、資格をとっていただくのに、随分とお金の問題だけではなしに、時間の問題がかかると、一定の講習を受けていただかなければならんという形の中で、なかなか取得については難しい部分がございます。

しかし、そういった方をですね、増やしていくことについては、やぶさかではありませんので、私もこれからですね、一つの防災対策を進めていく上でのマンパワーの育成という意味合いでですね、そういったことも必要かなというふうに考えておりますので、改めてですね、そういった考え方を打ち出す中でですね、人材の育成に努めていくように努力したいと、そのように思っています。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

伊豆議員、再質問はございますか。

伊豆議員。

○14番（伊豆 千夜子） 防災士の補助のほうなんですけども、何かちょっと見ますと、2日間の講習であるとか、そういうのも聞いたんですけども、もしそういうのがあれば補助をしていただいで、一人でも多くの方にとっていただいで、防災士として活躍をしていただきたいと思うんですけども、本当になかなか難しいと思います。

そして、皆さんが何か災害が起こった時に、町長のほうでは皆さん職員がちゃんとなっていると思うんですけども、それを職員の方たちが、ちゃんと失礼な話かもわかりませんが、災害時の業務をしっかりと把握していただいでいるかどうか、そういうところもお聞きします。

そして、防災訓練、職員の方の防災訓練とか、図上訓練、先ほど言われましたけども、どれぐらいの回数とか、どういうふうに年何回とかやっているのかのお聞かせ願いたいと思います。

そして、またいろいろ想定はするんですが、最悪の場合、すなわち災害対策本部が機能しなくなった時は、どうなりますか。そういう想定をお聞かせください。

○議長（北岡 泰） 伊豆議員の再質問に対する答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 町ですね、災害対策本部につきまして、何点かご質問いただいたところでございます。先ほど町長が申し上げましたとおり、

職員の自主参集ルールであるとか、いろいろな地域防災計画からその細部にわたるマニュアル化について、今つくらせていただいております。ただですね、ご質問いただいた内容が機能しなかったらとか、どうのこうなので、私ども作っておるものではございませんし、機能しうるように防災訓練、図上訓練をやらさせていただきます。機能するというのが前提でございます。全く機能しないということを前提での訓練等は行っておりません。で、なかなかちょっと先ほどのご質問についてはですね、ご回答しにくい部分がございます。

ただ参集直後に何をすべきか。あるいは自主参集のルール、こういったものにつきましては、毎年度それぞれの職員が所属する班、あるいは所属する業務についてですね、年度初めに職員に周知しなおして、対応をしております。また、先ほども申しました家族が亡くなったり、あるいは職員が被災しないという、こういったことにつきましてはですね、今年度、改めて職員の中の組織、防災プロジェクトチームというのを編成しておりますが、今年度の重点目標といたしまして、その職員がまず被災しないための知識、職員の防災力の向上をしていこうといったことから、職員に対する防災力のアンケートを実施いたします。

また、その中の項目といたしまして、私どもが町民の皆さんに家屋の耐震化であったり、家具の固定化をしてくださいよと言っているにも関わらず、職員の側がしていなければ、これは何にもならん話にもなります。そういったことから、そういったことの徹底を改めてしていく。その中で、町職員の弱い部分についての防災研修等を実施していきたいというふうに考えておるところでございますので、ちょっと回答にならんような回答でございますが、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

伊豆議員、再質問はございますか。

伊豆議員。

○14番（伊豆 千夜子） いろいろと想定するところがあると思います。

そういうことをないことで想定をされているということわかりました。町民の皆さんもそれを聞いて、何かがあればきっとやってくれると、そういうできないということはないということで、皆さん安心されると思いますので、そういう機能しなくなる、機能しないような災害が起こらないことを願っております。

そしてまた最初の予算編成の話とともに、これまでの町長の話聞いておりました、一層、平成24年度の防災対策の取り組みに、強い意気込みを感じます。町長改めてその強い意気込みをお聞かせください。

職員の防災意識は高まっていると思いますが、現行の防災計画は策定から10年近く経過しており、計画どおり災害対策が行われていくのか、疑問に思うところもあります。見直すべき時期に来ているのではないのでしょうか。町長も地域防災計画の見直しをいっておられます。町長の考えをお聞かせください。

○議長（北岡 泰） 伊豆千夜子議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 防災対策についてはですね、これからも我々町民の皆さんの生命と財産を守る、そういう大きな使命がございますので、力を入れてまいりたいと、そのように思います。

また防災計画でございますけれども、今の防災計画につきましては、平成17年の時に一つの基本ができておるところでございますが、今この東日本の大震災等々を受けてですね、中央の防災会議等々も含めて、見直しが行われております。それに伴ってですね、我々もさまざまな対応策、そこに赤本をお持ちでございますけれども、その中身について変えていかなければならないところが、多々あるように思います。

そういう意味でですね、防災計画の見直しは行っていくということですが、まだ基本的な考え方が中央のほうから出されておられませんので、今止まっている状態ではございますが、しかしながら一方では、やっぱり緊急の部分で対応しうる、先ほどからお話いただいておりますような、そういった種々のものに

についてはですね、現場に即応するような形の中での計画を立て、訓練を重ね対応をしてみたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます、ご答弁に代えたいと思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

伊豆議員、再質問はございますか。

伊豆議員。

○14番（伊豆 千夜子） この明和町地域防災計画も10年が経っております。早い見直しをお願いしたいと思います。

最後に、防災対策は、住民、地域、役場が一体となって取り組むことが重要です。自助・共助・公助の取り組みがつながりを持ったものにしていかなければなりません。住民の方の中にはなんでも役場に頼ろうとする方がみえます。先にも述べましたが政治、行政の最大の任務は、町民の命、財産を守ることではありますが、やはり自分の命は自分で守ることが基本であり、住民の防災意識を高めることが重要です。津波に対して高くて頑丈な堤防ができて、地震に対して強い建物、地盤ができたとしても、自然の力は計り知れないほど大きなものです。

災害対策に100%大丈夫はありません。しかし、頑張れるだけ頑張り、やれるだけのことはやる、そして駄目なら諦められます。子どもたちを守り通すこと、行政に頼りすぎず、自分は自分で守り自ら逃げ、そして助け合う、そういう意識を常に持っていたいものです。

第5次総合計画の基本理念は、人と地域の活力の創造であり、この理念に沿って住民との協働によりしっかりとした防災対策を打ち立て、実戦していったほしいものです。

そして最後に、住みたい明和町、住んで良かった明和町でありたいです。これで私の一般質問を終わります。

○議長（北岡 泰） 以上で、伊豆千夜子議員の一般質問を終わります。

○議長（北岡 泰） お諮りします。

議事整理のため暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

（午前 10時 32分）

○議長（北岡 泰） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10時 44分）

（5番 上田 清 議員）

○議長（北岡 泰） 2番通告者は、上田清議員であります。

質問項目は、「環境とエネルギーについて」の1点であります。

上田清議員、登壇願います。

○5番（上田 清） 5番 上田清。

ただ今、議長より登壇の許可をいただきましたので、先に通告をさせていただきました環境とエネルギー問題について、一般質問させていただきます。すいません、失礼します。ちょっと暑くなってきましたので、服を脱がさせていただきます、すいません。

それでは、通告させていただきましたエネルギー問題につきまして、また環

境問題につきまして質問させていただきたいと思います。先のですね、昨年度の3月11日の東日本大震災におきまして、震災が起き、また原子力発電の事故がありました。このですね、特にエネルギー問題、環境問題につきましては、原発が今、国内で50基あったやつが、5月30日をもちまして、全部停止しております。そこで、6月になってから野田総理がですね、大飯原発を何とか再稼働したいというようなご意見で、先般稼働しようじゃないかといって決まったんですが、私はこれには大反対をしたいと思っております。

また、この原発がなくなったことによって、このエネルギー、電気問題、それと環境問題が重視されておると思います。そこで、明和町として今後、このエネルギー問題で、明和町、本庁の節電計画はどのようにされてみえるのか。またそういう計画案があるのかどうか、お示しをいただきたいと思います。また、最近ではですね、電気会社等からエコメーターとか、エコメールとか、そういう名のもとで、電気料を計る、電気メーターの計量機器が発売されておるように聞かせていただいておりますが、明和町ではですね、それをお使いになってみえるのか。またそれをどのように活用されているのか、お聞かせ願いたいと思います。

そして、私も先般、総務のほうからデータをいただきまして、22年度、23年度の明和町本署の電気代のデータをいただきましたところ、22年度よりも23年度のほうが節約、節電をしているのに、電気料金が上がっているという状態がございましたので、そのことをどのようにお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（北岡 泰） 上田議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

○町長（中井 幸充） 上田議員のほうから役場の節電計画等々についてのご質問をいただきました。実は先日ですね、中部電力の松阪営業所の方々といろいろとお話をさせていただきまして、松阪管内と申しますか、中部電力としての

今期の夏の電気ですね、供給の見通しということで、ご説明を実は受けました。2012年の夏の最大電力、3日間の平均をですね、2567万キロワット、これは2012年の8月ということで、2567万キロワットを想定しているということでございました。供給力につきましては、中部電力として上越の火力発電所等々、火力発電をとにかくフル稼働させて、2811万キロワットに一応供給できるという、そういう見通しということで、お話をお聞かせをいただきました。しかしながら、夏期の最高需要時期、8月に想定している部分のさらに上積みという形の中で、火力発電所の定期点検を全て繰り延べてというお話の中で、2875万キロワットを供給できるという、そういうところまで中部電力として対策を講じているということございます。

その中でですね、需要が逼迫されている他の電力会社への電力の融通と申しますか、そういうものにつきましては、一応100万キロワット、そのように考えているということでもあります。従いまして、残りが2775万キロワットでございますけれども、これが一つは安定供給の目安が大体8%前後余裕が、それぐらいということでございますので、それに相当するという内容の見通しを立てたということでございます。

従いまして、今年ですね、節電対策につきましては、国の要請もございませけれども、7月の初めから9月の下旬まで、9時から大体8時ぐらいまでの間でですね、これは数値目標を伴わない節電を、それぞれお願いをするという、そういうことでの中部電力からの要請が実はございました。目標値としましては、大体5%ぐらいという、そういうことでの要請を受けました。それに伴ってですね、町のほうもいろいろと冷房機器の温度設定とかですね、そういったものを考慮しながらですね、対応してまいりたいと、そのように思っておるところでございます。

先ほど、ご指摘をいただきました電気の使用料のメーター等を警告する機器、これらがいろいろ警告等々をされる部分というのがあるように、お聞きをしておりますが、この件につきましては、総務課長のほうから詳細について説明を

させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（北岡 泰） 総務課長。

○総務課長（北岡 和成） それでは、役場庁舎の電気使用料とですね、それから節減のシステム等の導入状況につきまして、私のほうから説明をさせていただきます。

役場の庁舎につきましては、いわゆる高圧充電の業務用電力でございます、実量制と呼ばれるシステムでございます。詳しい方はよくご存じでございますけれども、30分間単位の電力量を中部電力のほうで計測しておりまして、そのピークの最大電力が基本料金になっていくという方式でございます。ですので、過去11カ月をそれを見て、向こう1年間の基本料金が大きく影響するということで、電力料金そのものは基本料金、それから電力量料金、使った量でございます。それと燃料調整額、それから太陽光の発電賦課金という四つの構成要素で決まっておりますが、当然役場庁舎も含めまして、民間企業も含めましてですね、この業務用電力を使っているところは、いかにピークカットをするかということが、節電上、非常に重要なところとなります。

そこで、明和町におきましては、ご承知のとおり10年前から、町のほうで地球温暖化対策をとっておりまして、その関係で平成13年度に、省電力コントローラー、別名デマンドコントローラーといわれる電力を計測しまして、そして、エリア単位で使用電力を絞り込むことができる、自動の監視装置を付けております。こういったことは節電に、非常に取り組まれている企業等でも導入しているところでございます。機能的には監視機能で、警告音が出て職員がスイッチを消しに走り回るタイプのものと、自動的監視機能、制御がきくものの2種類があるということでございます。明和町におきましては、それを導入しております。

それで、先ほど導入いただきました22年度と、23年度の比較につきましては、電力の消費量は減っているのに、利用料金が上がっていることということで、この部分について分析をしましたところ、その内の20%ぐらいはですね、恐ら

く燃料調整額が上がってきているという部分。それから、太陽光発電の賦課金が値上がりして来ている点で、影響しているのかなというふうに思いました。

それから、大方の部分については、やはりピークカットのやり方がですね、うまく働かなかったかなというふうなことで反省をしております。ただ平成13年度に機械を導入しましてからですね、10年間の電気使用料をずっと見ましたところ、最高値は13年度に 849万 8,000円ということで、850万円近かった電気料金が、この機械を導入して職員一人ひとりの節電の心掛け、そういったことも加味しますと、それから、大体20%ぐらい削減をしております、近年は650万円から600万円ぐらいで推移をしております。導入してかなりの効果が出ております。

しかしながら、ご承知のとおり日曜開庁等にも取り組んでおりまして、開庁日数が年間で50日増加したことなどからですね、どうしても22、23年度からは料金そのものがあがって来ているというようなことが伺えるというふうに思います。いずれにいたしましても、そういう機械で監視する部分、それからその設定のやり方とかですね、人のフォローの部分も非常に大事かなと思っております。効果は出ているけれど、第2段階の節電、もしくは節約に向かってどういうふうに運用していくかということが、これからの課題かなというふうに思います。以上です。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

上田議員、再質問はございますか。

上田議員。

○5番（上田 清） 分析をされたということも聞かさせていただいたんですが、私が見せていただいておりますと、22年度でもですね、9月度の使用料がかなり上がっていますね。22年度、節約をしよう、節電をしようという形でおったのに、かなりこれは冷房の冷暖房には一番使用料が上がっているというようなデータが、ここにも出ておりますので、そこを少し制御され、きちっとしていけば基本料金も下がってくんじゃないかと。22年度のこのピークがですね、23

年度の基準になってきているから、基本料金になっていくかは、この料金になってくるんじゃないかというように分析されるのでないのでしょうか。そこら辺のとももしっかりと分析していただいでですね、今後ですね、明和町の以前からも私もよく話しておりますが、夜間でもかなり残業されてみえて、一人か二人しかいない、役場の中の一課では、少し電気を控えてもいいんじゃないかというような場面が見受けられます。その点の計画、どのようにしてこれから節電の計画していくのか。そこら辺のところを、もう少し細かくお示しいただければありがたいと思います。

○議長（北岡 泰） 上田議員の再質問に対する答弁、総務課長。

○総務課長（北岡 和成） お答えをいたします。

まず今年の夏ですね、節電の計画でございますけれども、7月、8月、9月、3カ月を対象といたしまして、消費電力を抑えていこうということで、20%の削減を目標としております。これは対22年度比でございます。昨年の実績は16%、17%ぐらい実績が出たということで、何とか2割削減を目標として、数値目標を掲げて頑張っていきたいというふうに思っております。

それから、個々の具体的な取り組みでございますけれども、議員もご承知のとおり去年は扇風機を利用したりしまして、何とか28度の設定温度で、快適にお客様や職員が仕事ができるように工夫をしていこうということで、取り組みたいと思います。

それから、通年を通しまして、冬のエアコンの暖房につきましても、昨年同様に20度設定を厳守していきたいというふうに思っております。それから、エアコンフィルターの掃除をですね、こまめにしようということで、毎月11日にはフィルターの掃除をしてですね、エアコンの機能能力が発揮できるように、取り組んでおります。また、人権生活環境課のほうではですね、昨年同様にゴーヤと朝顔、グリーンカーテンというような取り組みもしまして、一人ひとりの節電意識というものを含めまして、取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

上田議員、再質問はございますか。

上田議員。

○5番（上田 清） 今、総務課長の言われたようにですね、是非このことをしっかりと取り組んでいただいて、今年度の電気料の使用量を下げていただくということに全力を尽くしていただきたい。また、これはここにおける職員ではなく、一般職員全部に徹底していただけるように、そのことをお願いしたいと思っております。

それとですね、まだちょっと節電ができるような、これは各学校とか、いろいろなデータもいただいております。その中でですね、ここはもう少し節電ができるんじゃないかというところがありましたので、このことをちょっと聞かせていただきたいと思っております。これはですね、23年度のデータでございますが、環境センター、この環境センターのですね、確かここにはモーターがあったりするんで、かなり電気は要るのかなと思っておりますが、この環境センターの利用量を考えてみますと、かなりの金額がこのデータを見せていただくとございますので、ここら辺の検討はされてみえるのかどうなのか、お聞かせ願いたいと思っております。

○議長（北岡 泰） 人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（西口 竜嘉） お答えします。

環境センターの運営につきましては、以前からですね、その利用状況や、それからそれにかかる経費の費用対効果も勘案しまして、課題としていただいております。本年度につきましてはですね、今までいただいております課題、その運営形態とか、運営の曜日、例えば採用させていただいております職員の経費等も勘案しましてですね、今年度について昨年度から課題をいただいております、その運営形態、あるいは電気料、そういうものについて、今年度、検討させていただいて、25年度以降に反映をさせていただきたいというふうに考えていますので、よろしく申し上げます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

上田議員、再質問はございますか。

上田議員。

○5番（上田 清） 確かに環境センターを見てみますと、利用量が少ないのに
こんだけ何故いるのかなというような気がしておりますので、今後きちっとし
た対応をしていただいて、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次にですね、もう少し明和町の役場の節電のために、蛍光灯をL
E Dに取替えをされてはどうかということで、お尋ねしたいと思います。L E
Dにはかなりの経費がかかるとお聞かせ願っております。最近ではいろんなメ
ーカーもございまして、節電の必要性は不可欠だと私は思っておりますので、
今後ともこのL E Dの照明機器を使われることを願うんでございますが、ここ
数年でL E Dの開発がかなり進んでおりまして、聞かせていただきますと、40
%から50%の節電ができるというような器具が、かなりたくさん出てきておる
と聞いております。そのためにもですね、以前から私もお話させていただいて
おるように、L E Dを使用して、これは全部、明和町全体をしようと思いま
すと、かなりの金額がかかると思っておりますので、計画的に2年、3年をかけて、取
り組まれるお気持ちはあるのかどうか、その点もお聞かせ願ひたいと思います。

○議長（北岡 泰） 上田議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 役場の庁舎を含めての蛍光灯をL E D化というお話で
ございました。ご案内のように、まだL E Dそのものもですね、いろいろメー
カーによって、あるいは質によってですね、高いものがあったり、安いもの
があったりとかして、我々としてもどの部分がというふうな思いも実際ござ
います。その中でですね、庁舎のあるいは各施設と申しましても、ご案内の
ように建物自体が古うございます。これをですね、全部L E D化していくとい
うことは、少しばかりちょっと悩むところで、実はございます。

新しい、例えば施設の建築時にはですね、当然、太陽光発電も含めて
ですね、考えていかなければならないと、そのようには思いますが、現有施設をという

形の中では、少しばかり検討の時間をいただきたいなど、そのように考えておるところでございますが、一つはですね、実は防犯灯はですね、今、大体1年ないし2年ぐらいで電球を、ややもすると変えていかなければならないという、そういう短い寿命でございますので、できればですね、防犯灯からでもですね、特に通学路を含めてですね、そういったところからでも取り組みをしていければなというふうな思いをしておりますので、今、担当のほうにですね、一体どれぐらい費用がかかるのか。

そして、今回も緊急雇用で予算をお願いしておる部分でございますが、防犯灯の設置の数とかですね、そういうものを調査させていただく中でですね、できる限り早い機会にそういったLED化を図れるように検討してまいりたいなと、そのように思っております。

いずれにしても、この節電という電力事情につきましては、今後もなかなか好転するとは思いませんので、町としてもそれなりの節電を心掛けていかなければならないと、そのように思いますので、とりあえずは防犯灯、そこら辺のところからですね、変えられるものなら変えていきたいという、その検討をですね、今年ちょっと行っていきたいと、そのように考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

上田議員、再質問はございますか。

上田議員。

○5番（上田 清） LED化につきましてはですね、今、町長がお答えいただいたように、防犯灯のほうを先に考えたい。また、追々ですね、確かに先ほども町長が言われたように、施設等が古くなってきて、2、3年で建て替えを考えておるように私は思っておりますが、その節には是非このLEDを全、新しく建てられるところには入れて、導入されるという計画をお持ちでございましょうね。

○議長（北岡 泰） 上田議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 当然ですね、新しい施設につきましては、そのことも含

めてですね、考えていかなければならないと思いますので、特に建物等々の事業計画、具体的なものはありませんけれども、例えば今言われておりますように、義務教育施設の校舎の改築等々につきましてはですね、当然そのことも考慮に入れて計画を練っていきたいと、そのように考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

上田議員、再質問はございますか。

上田議員。

○5番（上田 清） 私もですね、この質問するにあたってですね、いろいろとLEDのメーカーさん、それから設計士さんにもお願いさせていただいて、どれぐらいかかるのかなというものも勉強させていただいて、ある設計士さんからもいろいろとデータをいただきました。確かにかなりの金額がかかります。だけど、長い年、考えてみますと、約、データで、4年かからないです。この消費、新しい機械を器具を入れて、消費節電ができると、4年少しで採算がとれるというようなデータが出てきております。そういうことも鑑みていただいて、これからもしっかりと取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それとですね、庁舎の電気等がどの部署に何基ある、どういうあるという設計、今の庁舎のきちとした、ここにはどれだけの電球が使ってありますよ。どれだけの電力をかっておりますよというようなデータもしっかりとした図面がありますと、いろいろなそういう見積もりをしていただく、そういう時にも使われますので、そこら辺を少しつくっていただければと、これは要望でございますので、よろしくをお願いします。

続きまして、環境問題につきましてでございます。特に、先ほども町長さん言われましたように、電力をつくるために、今、中部電力もそうでございますが、火力発電を多く使われております。確かに火力発電をされますと、皆さんもご存じだと思いますが、環境に悪い。CO₂がたくさん出ております。今までは原子力でCO₂をなくそうという形で、政府としても頑張っていたいて

おったんですが、この3月11日の大震災のあと原子力が全部停まってしまったという形で、火力に切り替えられておりますので、特にこういうことを問題にしていかなばならないと私は思っておりますので、今後とも環境問題等はしっかりと勉強させてもらいながらしていきたいと思っておりますので、今後よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、環境問題につきまして、明和町の上水道汚染問題につきましては心配はないのでしょうか。町民の皆さんから安心・安全を考えてみますと、最近、町民の皆さんからどうでしょう、安心の水を買って飲んでみえる方が、たくさんみえると伺っております。そこで聞かせていただきたいんですが、明和町では水質検査され、大丈夫であるということをおっしゃっていただいておりますが、皆様にもどのように周知されているのか、それもお聞かせ願ひたい。

河川の汚染につきましては、今までにも広報に載せていただいておりますので、わかっておるのですが、この水質、水道に関しての検査された報告がなされてないように、町民の皆さんに知ってもらうのには、ちょっとどうなのか、そういう点をお聞かせ願ひたい。

それと、地下水の汚染度は心配がないのか。明和町はほぼ農地が多くてですね、農薬の心配は懸念されているのではないかと思いますので、その点につきましてもお聞かせを願ひたいと思ひます。

それから、明和町ではですね、水道配管につきましても問題があるように、私は思っております。以前からですね、簡易水道を今までたくさん明和町の各地域にはあったと思ひますが、その地域で配管の取替えとか、そういうことは考えていないのか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○議長（北岡 泰） 上田議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 上水道のいわゆる放射能汚染という、そういう検査をしているのかどうかということだというふうに思ひます。昨年3月に発生した東日本で被災を受けた、東京電力福島第1原子力発電所の放射能漏れ、このこ

とについての水道水への影響ということで、昨年の8月から今年の5月までに
ですね、計5回の放射能の測定を、上村の配水池及び町内4カ所の水源配水池
の各末端でですね、実施をしております。いずれにつきましても、その結果に
つきましては、ヨウ素、セシウムともに検出をせずということで、放射能の汚
染問題はないというふうに理解をしております。

このことにつきまして、どのように周知をしているのかということでござい
ますが、一つは町のホームページに掲載をさせていただいております。それか
ら、上下水道課での閲覧という形ですね、公表もさせていただいております
ので、よろしくお願ひしたいと、そのように思います。今後もですね、この放
射能の測定につきましては、近隣では調査してないところもあるんですけど
も、安心・安全の確認という意味ですね、今年度もあと2、3回はですね、
やっていきたいなど、そのように考えております。

なお、上水道の水質検査等々の部分につきましては、上下水道課長のほうか
ら答弁をさせていただきます。

○議長（北岡 泰） 上下水道課長。

○上下水道課長（潮谷 剛） 失礼いたします。

上水道の水質検査につきましては、水道法に基づきまして、水道検査計画と
いうのをまず策定をします。することが義務づけられております。水道事業者
は水源の種別、例えば井戸、河川、そういう種別がございます。過去の水質検
査の結果も踏まえまして、水源周辺の状況等につきまして、内容を定めまして、
それに基づいた水質検査計画を作成します。

それで、毎事業年度の開始前、4月が24年度の開始ですが、3月に作成をし
まして、水道の需要者、町民の方々に情報提供を行っております。本年度の町
水道水の水質検査は、3月に作成しました「平成24年度明和町上水道水質検査
計画」に基づいて実施をしております。

その内容につきまして、まず井戸水、明和町は全部、県水以外は井戸を汲み
上げております。原水のほうは毎年一回厚生省に定められておる39項目、大腸

菌からいろいろございます。それから、処理をしました処理水、皆さんに飲んでいただいております処理水でございますが、これはまず毎日検査をしておる部分でございます。色と濁りとそれから残留塩素、塩素消毒の塩素、これは3項目を毎日検査をしております、それから月に1回毎月検査としまして、一般細菌、大腸菌検査等の9項目を定められておりました、それをやっております。年に4回、全検査項目が50項目ございます。これは年に4回に検査を実施しております。

なお、この水質検査計画及び水質検査の結果の内容につきましては、町のホームページと上下水道課のカウンターのところで閲覧可能ということになっております。広報等には掲載を今現在しておりませんが、広報ですと1カ月遅れの水質検査になりますので、今現在しておりませんが、その辺また一遍検討してみたいというふうに考えております。

それから、3点目の上水道の水道管の件でございますが、上水道のこの整備につきましては、昭和60年度から広域化対策事業、それから昭和62年度から統合水道事業ということで、上水道の本管の整備を実施しております。旧の簡易水道、それから団地等の専用水道に接続して、上水道として給水を開始させていただきます。その後、老朽管の更新事業としまして、簡易水道の水道管等に使用されておりました石綿管、これの改修をしております。全部塩ビ管に改修をしました。それが平成18年度に完了しております。

しかし、現在、町上水道の配水管、それから給水管につきましては、簡易水道などの継承した石綿管はもうございませんが、老朽化した管等が残っておるということを把握しております。しかし、これらの給水管は全部塩ビ製でございますので、水質については何も問題はないというふうに認識をしております。地方公営企業法に規定されております水道の配管の耐用年数でございますが、これは40年ということになっております。簡易水道や専用水道から引き継ぎました配管等につきましては、概ね40年近くたって、昭和40年から50年代に布設されたものが多くございますので、耐用年数に近づいておるものもあるという

ことで認識はしております。そのものにつきましては、もう配管等はどこがど
んだけの管が走っておるといのは、管路網図で把握はしておりますが、それ
について今後どういうふうにしていくかということは検討してかな、大きな課
題であるということは認識をしておりますので、よろしく願いいたしたいと
思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

上田議員、再質問はございますか。

上田議員。

○5番（上田 清） 確かに水道課長が言われますように、簡易水道の耐用年数
40年というのが、もう過ぎている地域もかなりあると思います。今後ですね、
今もかなりの頻度で配管が破れてきたとか、水漏れがしてきたとか、そういう
ことが多々あると思います。そこだけ直すんじゃなくて、やはり全体、その地
域全体をですね、きちっとした修理をしていただいてするのが、一番いいんじ
ゃないかと思います。そのとこだけ、そのとこだけ直していると、なかなか進
んでいかない。これからもそういうことが、私とこの団地でもそうでした。夜
になって水道課に電話、私、課長さんに電話かけて、「おい、えらいことや、
ここ漏れてきた、何としてくれるのや」と、こういうような事態が生じておる
ように聞いておりますので、是非このことをしっかりと見据えながら、この対
策に携わっていただきたいと思いますので、今後ともよろしく願いしたいと
思います。

それでは、次にまいります。近年ですね、バイオマス、私がいつもよく言う
ように循環型環境社会、この話題がたくさん出てくるようになりました。私は
考えるにあたりましては、この循環型環境社会、大いに進めていきたい。自然
環境をどのように考えているのか。

大きく言いますと、人類にとってかけがえのない思いだと思いますので、是
非この問題を町、役場の職員の方に常に勉強していただけるような知識を深め
ていただきたいと、私は思っておるんでございますが、是非職員さん、皆様に

ですね、必要な資料等は私の持っている限りの手配はさせていただきますので、そういう皆さんが集まっていたら、していただけるような町の組織ができないものか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（北岡 泰） 上田議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） バイオマスの利用ということにつきましては、地球温暖化等々を含めてですね、有効な対策の一つであろうというふうに考えておるところでございます。地域の特性やあるいはいろんな事業等を組み合わせた中でですね、何とか地球温暖化対策が講じられないかというようなお話もあろうかと思っております。

以前にですね、上田議員のほうからもご指摘があったというふうに記憶をしておるんですけども、町としましても一度、過去の話になるんですけども、バイオマスタウンの話の中でですね、研修会もやり、職員にもいろいろと事業実施ができないかというような話も含めてですね、研修会等々をもちながら周知も図ってきたところでございます。

しかしながら、正直申し上げまして、その当時は今行っております農業集落排水事業の廃棄物ですね、それらと組み合わせてというようなことの中での一つの研究テーマを設けて、そして行ったことがございますが、いずれにしても、実現には至らなかったというのが現状でございます。従いまして、今、バイオマスの部分につきましてはですね、それこそやないが、生ゴミから始まって産業、いろんなものがあるかというふうに思います。従って、たゆまぬ研究心というんですか、そういうものを持ちながらですね、やっていかなければならないというふうには考えておりますが、ただ明和町単独でというのは非常に難しいのかなというふうな思いでございます。

それは施設の整備の割合、かかる経費と比べて、物がなにかいう部分ですね、例えば畜産の何というんですか、糞尿の処理等々もバイオにかかる話に相成ると思うんですが、絶対数が少ないとかですね、よく言われます竹の問題もそうなんですけれども、少ないというふうなことの中では、私もできれば広域

的に何とか多気さんとか、あるいは大台さんとかですね、松阪市さんも含めて、そういった取り組みができないかなというふうな思いではおりますので、機会があればですね、そのことも働きかけていきたいなど、そのように考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

上田議員、再質問はございますか。

上田議員。

○5番（上田 清） 今、町長さん広域でやりたいというふうなお話も聞かせていただいたんですが、隣の多気町さんではですね、そういう担当の方も準備されてやっていきたいという形で、先般もその方とお話もさせていただいて、できたら町長さんと同じように、広域でやはりそういうことを取り組んでいくメンバーができればと、そういうことも聞かせていただいていますね、そういうメンバーをやはりたくさんおっていただいて、いろんな方がこのことについて、バイオマスといいますと、物凄く大きなたくさんことができます。事業ができますし、また計画もできるというように思っておりますので、今後ですね、町長さん言われましたように、是非このことにつきまして、職員さんがプロジェクトというふうなものを立ち上げていただいて、是非、私もその中に入らせていただければありがたいんですが、いろんな話をしたいと思います。

今日もですね、ある議員からこういうもんがありますよ、こういうことをしてはどうですかというふうな提案もいただきまして、パンフレット等もいただきました。そのことにつきましても、やはり皆さんが少しでもこのバイオマスについて勉強していただければと、私は常々思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それとですね、これはちょっと宣伝になるんですが、私が先般、三重大学の生物資源学部教授の船岡教授とお会いさせていただいて、いろんな勉強させていただきました。その中で、船岡教授が言われますのには、やはりバイオマスというのは、この人類がある限り、必ずやって来るものだということをおっし

やっていたきました。

それと、先生が書いてみえる「緑のロープ」と、こういうのを読んでいただきますと、確かに今まで自分の考えておったことと違うような、また目からウロコが落ちるというんですか、そのような文面もたくさん出てまいります。そういうことも勉強していきたいというように思いますので、これからも皆さんとともにですね、バイオマス、上田にいうと、いつも議会ではバイオマス、バイオマスばかりいうとるやないかというように思われますが、これをですね、是非私の政治生命ていうんですか、いろんなことを鑑みて進めていきたいので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひまして、私の質問に代えさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（北岡 泰） 以上で、上田清議員の一般質問を終わります。

○議長（北岡 泰） お諮りします。

昼食のため暫時休憩いたしたいと思ひますが、ご異議ございせんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

（午前 11時 30分）

○議長（北岡 泰） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時 00分）

(7番 田辺 泰宏 議員)

○議長（北岡 泰） 3番通告者は、田辺泰宏議員であります。

質問項目は、「不信任決議案について」、「町の借金とその構造と返済計画について」の2点であります。

田辺泰宏議員、登壇願います。

○7番（田辺 泰宏） ちょっと失礼します。

先日は、明和町で非常に貴重ないろは木片が発見されて、それを記念して、先日斎宮歴史体験館におきまして、墨で書くというテーマで、矢野きよ実さんに来ていただき、その記念の会に参加をさせていただきました。その中で、私の好きな言葉、思いが人を動かすというのを大きく書いて、きよ実さんに褒めていただきました。

その中で、私も町長もですね、あるいは町執行部の町職員も、あるいは町民も明和町がもっともっと、あるいはさらにですね、住みやすい、本当に明和町に住んで良かったと言えるような、そういう思いをやはり皆さん持ってみえると思うんですが、そういう思いを形に表せるような、そういうこれからは町長始め町民まで何らかの形で私は必要ではないかというふうに思われます。

さて、前置きはそのぐらいいたしまして、町長始め町執行部は非常に厳しい明和町の財政のやり繰りに日夜をとわず、町民のために努力されていることに、まずもって感謝を申し上げたいというふうに思います。

さて、前回の私の不信任決議案については、私は町長に対して議長を通じて書面で、町長不信任決議案を提出し、先日の本会議において、緊急動議を出し否決はされましたが、ここに至るまでのこの1年余りの町長の町政に対する取り組みについて、このような町長不信任決議案を提出しなければならないことになったことは、町長として町政の最高責任者としての何らかの責任を感じておられることだと思えます。

これから不信任決議案の中身の4項目について、町長の町政に対する忌憚のない心境をお尋ねをしたいというふうに思います。まずもって、町政始まって以来の町長不信任決議案の本会議への提出であると聞いておりますが、この不信任決議案が議会に提出されたことについて、議会に対して今後どのように心構えで町政に対処されていかれるのか。今のお考えを町長にお尋ねしたいと思います。

また、町民に対しては不信任決議案をどのような説明をして、責任を果たされようとしているのか。これについてもまずはお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（北岡 泰） 田辺泰宏議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

○町長（中井 幸充） ただいま、田辺泰宏議員から不信任決議権について、町長の考え方はどうかということで、ご質問をいただきました。不信任決議権について、地方自治法第178条では、議員個人ではなく議会の権能として、町村長に対する不信任の議決をする権限が与えられております。。

議会と町村長はそれぞれの立場で、その均衡の上に立って町村の行政運営にあたるべきものでございますけれども、その間に対立が生じ、その均衡が破れた場合は行財政の運営に支障が生じ、住民にも重大な影響を与えることに相成ります。そこで民主主義の原理に基づいて、主権者である住民の審判に委ねることによって問題を解決する。そういうことで、議会に不信任議決をもって町村長を失職させる。その権限を与えるとともにですね、また逆に町村長に対しては、それに対抗して議会を解散する権限を与えて、議会と町長のいずれかが正当があるかについて選挙をもって住民に判断をさせること。これが不信任の決議権であります。

先の本会議で田辺議員が不信任の議決を求めたために、動議を提出をされました。しかし、どなたの議員も賛成されませんでしたので、私に対する不信任

自体も議案としては上程されませんでした。従って、このようなことからですね、議会の議案として上程されなかったことに鑑みて、私として何かのコメントということでございますけれども、何らコメントをすることはございませんので、よろしくご理解をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

田辺議員、再質問ございませんか。

田辺泰宏議員。

○7番（田辺 泰宏） ただいまの町長の地方自治法に則ってですね、回答をされました。しかし、地方自治法は地方自治法であります。これはやはり法律にどうのこうのですね、この不信任決議案を出したという意味をですね、私はどういうふうに考えてみえるのかという質問をさせていただいたのであって、コメントはできないということではありますが、これでは私はこのコメントでは町民がおそらくや納得しないと思うんです。これからですね、このコメントにはないということではありますが、不信任案を出されたという、出したという事実は事実です。否決はされました。

しかし、このことをですね、これはやっぱり今後、町長として議会との間に円滑なその議会運営をしていく努力をしますとか、あるいはこういうことの出ないような努力をしていきたいと、こういう私は考えがとおりであろうと思っておりますね、今トップに質問させていただきましたが、コメントがないというふうには、まず言われました。

さらにもう一度お尋ねをしたい、コメントはないということではありますが、もう一度再度ご返事をいただきたい。よろしく。

○議長（北岡 泰） 田辺議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 先ほども申し上げましたように、不信任決議案に関しては、議会の議案として上程はされませんでした。従いまして、そのことについて、私のコメントはございません。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

田辺議員、再質問ございませんか。

田辺議員。

○7番（田辺 泰宏） どうしても町長がですね、このことに対して私の質問しとる本当のですね、議決されなかったからというもんじゃないということ、一生懸命、私は町長に対してですね、心を開いていただけるように質問をさせてもらっておるわけですが、私はそういう議決されなかったから、されたから、そういう問題じゃなしに、こういうことが議会として、例え緊急動議で、後は否決されたにも関わらず、新聞にも載り、世間の人々もですね、十分明和町では不信任案出したんやなということも、十分理解されています。

その中で、町長の私はコメントできないというのは、私としてははっきり申し上げて、町民の方々もこれでは納得できないというふうに思います。これをさらにいつまでも議論することではないことでもありますので、続いてですね、次のほうへ移りたいと思いますが、私の町長に対する、私の緊急動議を出したことについての私の考えを述べてから、町長に質問をまた申し上げたいと思います。

1番として、私の知る限りでは明星駅前の駐輪場の警備と整理の人の雇用が始まって以来、数年になりますが、この自転車利用者のマナーも良くなり、道路にはみ出して放置しないという効果が出ていると思われるので、今年は一旦雇用を中止して、様子を見たらどうですかと質問をいたしました。

これに対して、町長は、その時にですね、その時によって来てほしいとか、もうよろしいとか、そんなことを言われるなら、田辺泰宏議員はですね、事故が起きてから救急車が通れない時に責任をとってくれますか、どうしてくれますかというふうに言われたことは、記憶に新しいと思います。このように語気を荒らげて議会という中で、食ってかかってこられたことについて、予算特別委員会という町政の重要議論の場を壊し、町長としてここでの町民の安全やどんな事態にも責任がとれないので、質問をした一議員に責任を転嫁しようとして、町長のこのような不謹慎な発言になったと思います。今後のことも考え、

この不謹慎な発言は、二元代表制の中で、町長と議員のお互いの立場を考慮してもですね、容認できないことでもあります。

このことは明和町議会に対する軽視であると思われるので、このまま放置できないと考え、町長不信任決議案の緊急動議を提出しました。さらにこのことが、今後の中井町政の姿であるならば、町民としてこのままでは許されないことでもあります。

ここで町長に質問します。前回の予算特別委員会で町長は私の質問に対して、返事をそっちのけにして、どうして不謹慎な発言をされたのですか。どうして明星駅前の駐輪場にこだわって、今まで数人の議会議員の強い反対の意思を押し切ってまで、今年も明星駅前の駐輪場に町の税金を使って管理をしていますか、必要性や効果について、お尋ねをしたいと思いますが、まずは私が先日、5月21日の日に、7時、8時、9時と、3時間の現地調査をした報告をしたいと思います。

まず明星駅前に7時前に、そこへ到達しまして、学生とか一般の方が駅前で、明和町の無料の駐車場へ止めにきておりました。ところがその駐車場が非常にきれいに整備されてまして、道路とその駐車場にはフェンスがあり、入口が2カ所つくってございまして、その道路へ置くことは全くこれは恥ずかしい、こんなところへ置けないというぐらい、きちっと整理されてまして、中に整理整頓されておりましたが、これは当然、その整備と管理の方のお陰であると思います。

ただその駐車場を7時、8時、9時と見ておりました。その中で、ちょうど8時半頃でしたか、その警備の方にいろいろと聞いてみました。そうしましたら、この警備の人は実は中部警備という会社に雇われてまして、給料を明和町からもらっておると聞いておると、こういうことを言われました。それはそれでいいと思います。

ということで、ちょっとあっちこっちしますけども、斎宮駅前や明野駅前の駐輪場も警備や整理の人がおりませんが、全くフェンスもありはみ出しておることはありません。明星もですね、それよりも整然としております。そういう

ことからしてですね、自治会としてそこへ要望を出したというふうにもお聞きしてしますので、一応過去の自治会長に聞いてみましたら、やはりこれは古いので自分たちは自治会長がころころ変わるので、はっきりしたことはわかりませんが、自治会の要望であるということはですね、私は聞いてませんと。引き継ぎが悪かったんだろうと思います。

それで、その返事はですね、町の方針で自治会の要望ではないと納得しており、止めるも続けるも町の予算を出している限り、町の施策の一つであり、自治会に権限はないと思いますと、こういうふうに自治会では言われてました。こういうような明星駅前の駐輪場については、これはですね、このことで町民に尋ねられても、我々が知っておる範囲で、どうしてこれは明星だけ町の予算を使って管理しておるのかと。常にそういうことになってしまいます。

ですので、さらにですね、私はちょっとお聞きしたいんですが、町長に。こんな駐輪場の中部警備という会社とですね、私は町長との関係はどのような関係にあるのか、ここで尋ねを申し上げたいというふうに思います。

○議長（北岡 泰） 田辺泰宏議員の再質問が終わりました。

再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 今、田辺議員がご質問いただいた件に関しましては、予算特別委員会の中で種々議論がなされてきたことでもあります。その段階でですね、言葉を荒らげたことにつきましては、予算委員会の中で私は陳謝をさせていただいておりますし、そのことをご了解を得たというふうに理解をさせていただいております。

今、この場でですね、予算の審議の中の議論をもう一度振り返すというお話になりますと、いかがなものかというふうに思いますし、ここの場は一般質問でありますし、そういった点をご理解をいただきたいと、そのように思います。従って配慮が足らなかった部分については、予算特別委員会の中で再度申し上げますが陳謝をさせていただいてご理解を得たと、そのように考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

田辺議員、再質問ございますか。

田辺議員。

○7番（田辺 泰宏） どうも今の町長の答弁とですね、私の考えでは、かなり違っております。特別委員会で断りを言われたということではありますが、もう一人ある議員の関連質問に対して言われたんであって、私の質問に対してはその質問に対する回答すらもらってないどころか、お断りをいただいた覚えはありません。

それで、町長どういうことか謝ったというふうに言われますが、私には謝ったというふうには理解しておりません。ということで、またそれを続けておってもいけませんので、さらに先ほどの中部警備という会社または役員と、どのような関係にありますか。個人的な関係であったら、大変な問題になりますが、これについてお答えを願いたいと思います。

○議長（北岡 泰） 田辺議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） いかなる関係もございません。

町との関係においては委託契約を結んだ中で、警備をしてお願いしておるという関係でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田辺議員。

○7番（田辺 泰宏） また町長の考えと、私は違うんですが、委託契約ということはですね、まったく関係のないところへ委託するわけがございませんので、必ずや何かの今まで仕事をしてもらったりとか、長年の付き合いであるとか、個人的な友達であるとか、そういうことから委託契約になってしまったと思うんです。これについて、委託契約では私は納得できませんので、私は聞いておるのは、町長とその会社の社長とか役員と、町長との関係を今までの長い間の関係をお尋ねをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（北岡 泰） 田辺議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 何度も申し上げますが、町内にはそういう警備保障会社は1社しかございません。そういう関係の中で、町内業者の育成という視点でという部分もございますけれども、あくまでも先ほど申し上げましたように、委託契約の何ものでもございません。ただ田辺議員がおっしゃるように、個人的にどうなのかという、ご挨拶程度はさせていただきますけれども、特にその事業所と中勢警備とですね、特段どういう関係ということはございません。よろしくをお願いします。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

○議長（北岡 泰） 暫時、休憩したいと思います、よろしいでしょうか。
暫時休憩します。

（午後 2時 03分）

○議長（北岡 泰） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時 15分）

○議長（北岡 泰） 田辺泰宏議員。

○7番（田辺 泰宏） 委託契約と言われますと、確かにそれで私は2社、3社の中から資格のあるところを選ばれて、委託契約されたのであればですね、問題はないと思います。先ほどの町長のご回答ですと、委託契約でというだけで

は、私は中身がですね、誰でも委託契約できるんかというふうに思いますので、それではわからなかったんです。さらにちょっと厳しいことを言いましたが、個人的な関係であったら大変なことやというのをですね、その辺から私は追求というか質問させてもろたわけです。委託契約ならそういう二つの会社で選んでいったんですから、何ら問題ありませんが、町長がこの会社を選んでおいて、委託契約やというふうに私は理解しました。説明が少なかったということで、このことがよろしい、次。

このことが一応そういうやり取りの中で、さらにやはりこのままで私は、この明星駅前の駐輪場について、委託契約ということはわかりました。その上に立ってでもですね、このままここを駐輪場として続けていくことは、私は以前にも質問させていただいたように、ちゃんと整備され、ここに管理の人が私はほとんど必要ないと思います。そこでこの間、全町視察させてもらった中で、えらい申し訳ございません。私の名前を言わんとですね、その方はどういうお仕事してみえますかって、この現場でお尋ねを申し上げましたら、7時から8時まで何台自転車をとめるか、8時から9時までは何台とめるかというような調査をやって、ノートへつけていますと、こういうことでしたが、それも仕事かもしれません。

ただそれでは私は非常に勿体ない、予算をつけている仕事としてはですね、非常にもうこれは無駄なと言うたら失礼ですが、仕事ではないかと。しかも、その方がですね、個人の方でございますから、何と言われとることが、これはもう関係ございませんが、ここまできちっとされておるし、まだ自転車20台くらいとめる余裕があるんだ。だからここへ、ここまで来たら、こんなきれいな道路へぼんぼん置かずに、ここの空いておるところへ、いくらでも置けるところがあるんだということで、このままでも警備は余り必要ではないんやないかと。こういうこともちらっと言うてみえましたが、これは個人的な話です。

だから、もうそれ以上のことは追求しませんが、私はこれはこういうことをいつまでも引きずっておかずにですね、町長これに対して見直すお考えはあり

ませんか。

○議長（北岡 泰） 田辺議員の再質問に対する答弁、副町長。

○副町長（寺前 和彦） 現在の駐輪場の警備でございますけれども、議員がお尋ねいただいております内容は、平成24年度の当初予算において、これは必要であるかないかという議論だと思います。24年度予算につきましては、特別委員会でご議論いただきまして、予算の算出根拠の説明をさせていただきます、一応ご了解をいただいたという内容でございます。

以後、議員のほうでお調べになって、今の状況をご報告いただきましたので、私どもとしては議員の申される内容であるのかどうか、改めて確認もさせていただきたいと思っておりますけれども、あくまでも予算については、24年度は予算執行をさせていただくということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田辺議員。

○7番（田辺 泰宏） 失礼します。

そのように予算としては、我々が認めた後でございますので、これを取り消せとか、そういうことはできません。これはもうよくわかりますが、来年度も考えてもらったよろしいけども、このことで、たかが駐輪場、たかが予算言うて失礼ですが、48万円、たかが4、5、6カ月やと、その他は、それ以外はしてませんということで、これでですね、こういうことに対して予算を盛っておるということに対して、町民がどんな説明をしても、私はさっきから申し上げておるように、納得してもらえない。これについては、やはり町長はどういうお考えですか。

○議長（北岡 泰） 再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 議論の蒸し返しになるわけでございますので、本来ですと、予算委員会の中でいろいろとご議論いただけたらなと、そのように思うわ

けですが、先ほど副町長のほうから申し上げましたように、田辺議員が今おっしゃることについてはですね、我々も謙虚に受け止めてさせていただいて、そして24年中にですね、いろいろ検討させていただいて、25年の時にですね、また予算をお願いする時に、それなりの答えを出してお願いをしたいと、そのように思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

ただ一言ですね、私は地元の自治会の要望を受け、そしてですね、なぜ3カ月かというとはですね、4月、5月、6月は新しい自転車通学をされるお子様方もおみえになるし、通勤の方もおみえになります。どうしても当初の段階では乱されるから、せめて3月間だけ、そういう指導をさせていただいて、そしてきちっと体制が整った時点で引き上げさせていただくという、そういう手法をお願いをしておるわけであります。

従ってですね、これで全てがようやく落ちついてきたと申しますか、整列がされる段階になってきた矢先に、田辺議員がもう必要ないと言われますので、それはいかななものかということの中で、声を荒らげたということでございますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

田辺議員、再質問ございますか。

田辺議員。

○7番（田辺 泰宏） 町長もですね、誠に申し訳ない言い方でございますが、ようやくわかっていただくような方向に、今ご返答いただきました。私もここにですね、こういうふうになりましたが、現地ですね、写真を撮ってまいりました。非常にきれいに整然とされてますし、道路はきれいなもんです。しかもそこへはみ出すことはできないぐらい、フェンスできちっと囲まれています、道路と。こういうことでございますので、これでですね、一応駐輪場については、この質問を終わらせていただいて、次の質問に入ります。

まず、不信任案の中の町長が非常にこだわってみえますが、議会での事前説明会の前に、定例記者会見で、町長が新聞で公表することがありましたが、新

聞の記事を見た町民から、議会議員に尋ねられたが、議員は聞いておりませんと答えたことがあった。このことで、町民の中で町政に関心のある人なら、議会はどうなっているのか。町長と議会の関係はどうなっているのかと考えるのが当然であります。これについて、前回に町長は今後は十分気をつけて、事前に説明してからにしますと言われましたが、再び町長の口約束が破られてしまいました。このようなことが続くと、町民からの町政不信を招くことになりかねません。

町長にお尋ねします。今後このようなことが再度起きないようなチェック体制を考えるつもりはありませんかということなのですが、これについては本人がですね、しもた、これはまだというようなことがございましたら、副町長なりですね、それは議会にかけてないんじゃないかとか、そういうチェック体制を考えるつもりはないですか、お尋ねします。

○議長（北岡 泰） 田辺議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 以前には確かにそういうことがございました。

従いまして、私としてはその定例の記者会見につきましては、議会の皆さん方に全員が周知をした項目、いわゆる全員協議会の後で記者会見を開催をさせていただいております。それ以降ですね。

従いまして、議員の皆様方が私が発表する記事の内容等々についてですね、全てご承知の上でということの中でですね、前回も先日もですね、7日の日の全協、そして8日の日に記者会見をさせていただきました。7日の日の時にですね、記者会見、この項目について記者会見させていただきますよということで、お断りをさせていただいていると思います。

ただですね、いろいろな項目の中でですね、議会の皆さんに周知をという部分もあろうかと思いますが、なかなか対外的な部分もございましてですね、全てが全てというわけにはまいりませんが、なるべく議員の皆さんに新聞記事になるような事案についてはですね、説明なり報告なりをするように努力をしていきたいと思いますので、よろしく願いを申し上げます。あくま

でも議員の皆さんを、議会を軽視するというような毛頭考えておりませんので、よろしく願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

田辺議員、再質問ございますか。

田辺議員。

○7番（田辺 泰宏） 今、町長が気にされておる、7日、8日のことを私は追求しておるわけではございません。それまでの事をですね、それまで2回ほどあった事を申し上げておるわけで、これは不信任案、決議案の中に書かせていただいたことを、今、追求させてもらっておるわけです。ということで、7日、8日のことは、関係ございませんので、ご了解を願いたい。そのことについては何も言うておりません。

続きまして、また蒸し返しになると言われますが、大事な大事なことでございます。重大な町政の柱である、明和町国民健康保険協議会、これの実施がですね、本末転倒であったということだけでは許されないことでもあります。町政の中でどのような事情があっても、許されることではないと思います。

そこで、町長はこのことについて、どのように考えておられるのか。弁明をしていただいて、さらに町民に対して説明責任を果たせる回答をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（北岡 泰） 田辺議員の質問が終わりました。

答弁願います。

町長。

○町長（中井 幸充） 国保運営協議会の開催につきましては、1度ほどございました。その時は、議会の議員の皆さんの就任の時期と重なっておりまして、どうしても日程が取れずにですね、議会の後で国保運営協議会が開催をされた。そのように記憶をしております。

従って、そのことについては田辺議員のほうからのご指摘もございましたし、当時その日程等々の調整をしておりました、長寿健康課長のほうからもですね、

陳謝をさせていただいた、そういう経過がございます。それ以後についてはですね、田辺議員がご指摘のように、そういうことの前後するようなことのないようにですね、会議等の開催につきましても、十分配慮をさせていただいておりますので、本末転倒とおっしゃいますけれども、止むを得ん場合の措置であったというふうにご理解をいただいておりますしをいただきたいと、そのように思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田辺議員。

○7番（田辺 泰宏） このことにつきまして、しつこいようでございますが、この事が最終議会の3月23日の最中にですね、私は質問をさせていただいて、24日の日に、国民健康保険協議会が開かれるんだと、これは納得できませんと言うて、本会議の最終日にですね、この議会で注文をつけたわけですが、その時に暫時休憩をしていただいて、お互いに検討しましたが、何ら改善されることなく、議会側もいい提案がなかった。執行部側からも何もできずにですね、突っ走っていかれた。それで、こういう事態が起きることだと思うんです。その時にですね、私の単純な考えでは、もう1日議会を24日に延ばして、23日にですね、例えば24日に国民健康保険協議会をやるんなら、25日に最終議会を私は設定してやっても良かったんじゃないかと。なんでそれが、私は本議会で私が質問しておるのに、全く取り上げられなかった。ここにも私は執行部も責任があると思うんです。議会側としても、ちょいちょい文句を言いましたけど、ちょっと町長に対してですね、これに対して、ちょっとお考えをお聞きしたい。

○議長（北岡 泰） 田辺議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 議会の日程につきましては、ご案内のように議会運営委員会でご決定をいただくわけでありますので、私のほうからこういう会議があるから、議会を延ばせとかですね、そういうことは申し上げられません。で、先ほども申し上げましたように、国民健康保険運営協議会があくまでも私ども

の付属の審議会でありますので、これについては先ほども答弁申し上げましたように、日程の都合上、遅くなってしまったということについて、担当課長並びに関係者の皆さんにもご迷惑をかけという形の中で、陳謝をさせていただいております。それ以降についてですね、田辺議員がご指摘のようなことがあったんならですね、我々もそれはもう一度、襟を正さなくてはなりません、その以降、その件についての反省をもってですね、運営をさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと、そのように思います。

あくまでも、議会の日程は議会運営委員会が決定をされますので、町長部局のほうから、こういう会議があるんで変更してくださいというようなことは、申し上げられません。そういう点は議会運営としての認識としてご理解をいただきたいと、そのように思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

田辺議員、再質問ございますか。

田辺議員。

○7番（田辺 泰宏） ただ今の町長の弁明でございますが、一応そういうこともあり得るということで理解をさせていただきたいというふうに思います。さて、時間もあれですので、次の質問にまいりたいというふうに思います。

言葉が悪いんですが、情実人事や、ちょっと失礼します。

情実人事や天下り人事は、町政の運営を円滑にしていくためには、一部では必要な場合もありますが、町の重要ポストである、ここに上げさせていただいた町長、副町長、農業委員会会長、明和町土地改良区理事長、事務局長、斎宮歴史博物館事務局長が、幾つもある明和町の地域の中で、ある地域に集中していることは、町行政の基本である公平な人事行政から考えると、偏り過ぎている問題があり、町民の不平不満が増強していることに対して、町長の忌憚のない考えをお聞きしたいと思いますが、まず任命権がないとか、町長の指名ではなく、独立した団体の中で選出されたものであると言われるかもしれません。町全体に関わることであり、町民には納得できないことであつたら、任命権者

でなくても、町政の執行の最高責任者が、明和町全域が手をつないで、仲良くいけるように、口頭で指導したり、公平で円滑にいくように、対策を考えるのが町長の責任であり、義務でもあるように思いますが、これについてお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（北岡 泰） 田辺泰宏議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） お言葉を返すようでございますが、いずれの団体の役員、事務局員につきましても、私には任命権がございません。人事権はございません。従って、結果としてですね、地域に偏っているのではないかというお話もいただきましたけれども、その事について私がどうこう申し上げることはございませんので、よろしくご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

田辺議員、再質問ございますか。

田辺議員。

○7番（田辺 泰宏） 先ほど私が前もって言わさせていただいた任命権者でないということなので、そういうことはできないというふうに、町長のほうから答弁をいただきましたが、これはですね、私は町の最高責任者、執行部としての最高責任者と同時にですね、明和町全体の町民のですね、やはり生活のその執行者ではないけれども、生活を守る最高責任者でもあると思うんです。その方がですね、私は任命権者ではないとか、これは私の直接の団体で、町職員ではないからとか、これは付属の団体であるとか、これは私に関係ございませんとかね、それでは私は町長として、町の最高責任者というのは、ただこういう組織の中での最高責任者でなく、町民の生活、安全、全てをですね、やはり町長に預けとるわけです、皆さんは。その責任者がですね、私はどういうことがあろうとも任命権者ではないので知りませんというようなことでは、僕は町長もですね、責任とか義務が果たされていないのではないかというふうに思ひますが、町長お答えを願ひたいと思ひます。

○議長（北岡 泰） 田辺議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） そうはおっしゃいますけれども、例えば農業委員会は農業委員会法という法律でもってですね、農業委員さんそのものも選挙で選ばれる委員さんでございます。従って、選挙で選ばれた委員さん方がお決めになった農業委員会の会長を、町長がどうこう言うわけにはまいりません。もう一つは土地改良区につきましてもですね、これは土地改良区の総代、選挙で総代が選ばれるわけでありまして、選挙で選ばれた総代に対して、私がどうこうと、またこれは口を挟む筋合いのものではございません。あくまでも人事権、会長を選ぶ、いろんな方を選ぶ、そのものについては、それぞれの法的、いろいろなことで決められたですね、その団体の自主性によるものでもあります。いつきのみや歴史体験館にあります、国史跡斎宮跡保存協会の理事さんにおかれましてもですね、以前は町長が理事長を務めていたということもございましたけれども、そのことについては、いかがなものかと。補助金を出す団体の長が首長になっていること自体は、代表を務めることはどうなのかという、そういうご指摘があり外れており、現在に至っております。

そういう意味でですね、私が田辺議員さんがおっしゃる意味合いは、わからないでもありませんけれども、そういった人事、職員の採用等々についてですね、口を挟むとか、権限を及ぼすということについてはですね、いかがなものかというふうにも思いますし、今のところ出しておりません。よく言われるように我々選挙で選ばれる、それを口を出すというんですか、声掛けをして誘導していくということについては、禁止されているというふうに思いますので、そういったことについては、してはならないというふうに私は考えております。そしてですね、地区が偏っておるといってお話をいただきましたけれども、明和町もですね、合併後もう50年の経過をしているわけであります。いまさらですね、地域がどうの、何がどうのという形はですね、いかがなものかというふうに思います。全町的に考えた上で、優秀な人材があればですね、それを地域によらず登用したり、使っていくことのほうが、私は明和町の将来のためにいいんじゃないかと、そのように考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

田辺議員、再質問ございますか。

田辺議員。

○7番（田辺 泰宏） 今、町長が言われたとおりであると思います。

と思いますが、これはですね、何度も言うようですが、権限者とか、任命権者でないから、範囲外であるかというんじゃないしに、人間関係というのは、そういうものじゃないしに、けんかしたったら、そのけんかをやっぱり止めて、二人がですね、怪我したり、とんでもないことにならんようにですね、話しかけて収めるというの、一つの手です。それを権限がないから、どうのこうの、俺は止める権限がないというて、放っておいたら大変なことになるという場合もございます。

だから、その言葉をその権限の中に入るような言葉で、お前はこんな何ちゅうんですか、この長になったらいかんぞと、そういうことじゃないしに、ちょっとこれは余りにもここ、ここ、ここが、ちょっと多すぎるんで、もうちょっと他にないやろかなとかですね、その程度のうまく公平に円満に収めるような、私は指導がですね、別に権限を超えておるとか、法律に違反しとるとか、そういうことではないと思います。

ただ人間関係をですね、平らにやって、勿論この明星、地区出すといかんの、例えば優秀な人材がそこにおらんところから、無理に出せとかですね、そういうことはこれは上手くいかん元になりますから、現在そういうことですね、優秀な人材がおられたので、そこへ集まったと、私は勝手に言うてるかもしれません。でもですね、やはり町長として、やはり人間関係、明和町が全体がですね、仲良く手をつないでいくためには、ちょっとここ偏り過ぎとらへんのかよとかいうようなことは、違反でも何でもないと思うんですよ。皆がうまくいくための私は助言であり、何というか、ちょっとしたお節介というたらおかしいですが、それがまたええほうにいけば、こんなええことはないんです、ということでございます。これ以上、私はこれについて追求する意思はござい

ません。

次の質問にいきたいと思います。

2番目の町の借金とその構造と返済計画についてをお尋ねします。これもちょっと失礼します。私も勉強不足でございますので、2回ほど関係の課長さんその他にご相談を申し上げて、ようやくここまで来たんですが、まだこれでも私の間違っている見解が中に入っているかもしれません。その時は、訂正していただいて、私の間違い、誤解やというふうに言っていただけたらありがたいと思います。

で、23年度の起債残高、明和町の借金がですね、23年度見込額で、普通会計が80億円、元金返済が7億6,000万円、利息が1億2,000万円。特別会計が37億円、元金返済が1億円、利息が7,000万円。水道会計が23億円、元金返済が1億4,000万円、利息が6,000万円と、合計、明和町の起債残高、借金がですね、140億円あると。そこで、元金返済、その分の元金返済が10億円、それで利息が2億5,000万円、こういうことをいろいろ調べた結果出てまいりました。借入先はJAであり、百五銀行であり、その他の金融機関であると。

これを起債残高を25年から30年間で償還することになっておるということも聞きましたが、元金返済分の10億円から交付税措置として、5乃至6割に当たる、約5億円が還付免除されるというような方法がありまして、すなわち交付金が23年度実績で18億円から5億円を引くとですね、13億円になり、ということは5億円は還付のほうへ回しておるわけですから、交付金としてもらっている18億円から5億円引いてですね、13億円になると。明和町は、年間普通交付金が13億円しかないということになりまして、明和町の借金の返済を交付金で賄い、交付金を食いつぶしていることになっていると。紐付きでない折角の交付金のメリット、交付金をご存じのように、どこへ使ってもいいというような、国からの交付金でございますが、メリットがないように思いますと。この18億円を丸々町財政に使えるように、財政改革をしないと、町の事業が財政資金不足で、町内の民間業者が育成できないことになりませんか。

さらに交付金の18億円が借金返済で目減りしない、有効な方法をお尋ねしたいと思います。これご回答願いたいと思いますが、間違っていたら教えていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（北岡 泰） 田辺議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 詳細については、また担当課長のほうから説明をさせていただきますけれども、地方債、起債についてはですね、ご案内のように耐用年数の長い、学校などのですね、公共施設等々を整備する時に、一時的に多額の資金が必要になりますので、国のほうもそのことを認めた中で、財政運営をやりなさいということで、今、運用がなされております。

また、法律的なことを引き合いに出して恐縮でございますけれども、地方自治法の 230条では、予算の定めるところによりという形の中ではですね、ご案内のように毎回、毎回ですね、当初予算で第三表になろうかと思うんですが、起債の借入金額、そして利率、償還方法等々も含めてですね、議会の議決を得ないと我々も勝手にですね、借金をするというわけにはまいりませんので、その点はまず起債の地方債の借方についてはですね、ご了解をいただいた上でということで、ご理解をいただきたいと思います。

それからですね、先ほど16億円の交付税のうちの5億円云々のですね、その有無ということがお話にありましたが、少しばかり計算の方法が異なります。いわゆる起債の償還の部分の5割程度はですね、地方交付税を算定する際の基準財政需要額にオンされるということでもありますので、交付額からその分をカウントするということではございませんので、明和町の標準財政収入規模、それから標準財政の支出の規模、その差引が地方交付税の算定の基礎に相成りますので、その中の基準財政需要額の中に、起債の償還額、今回の場合やったら5億 2,000万円がカウントされるということでございますので、交付額から云々という話ではございませんので、その点よろしくご理解をいただきたいと思います。

なお、なかなか言葉では説明が難しゅうございますので、また機会があれば

ですね、そのことについて財政のほうからお聞き取りをいただけたら、そのように思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

田辺議員、再質問ございますか。

田辺議員。

○7番（田辺 泰宏） この質問については、私も何度も先ほど申し上げたように課長と話をさせていただいて、お聞き取りさせていただいておるんですが、非常に難しい問題でありまして、質問するのも難しかったんですけど、非常に大事なことでありますので、ちょっと質問させていただきました。

もう一つですね、140億円という借金は、今申し上げた合計であるわけです。この借金をですね、例えば松阪市は去年ですか、1,200億円という借金がございます、これを町民に対する財政努力という形で、1年に1億円でも2億円でいいから減らしていこうやないかと、それを示すために松阪市へいかれますと、ご存じの電光掲示板が出てまして、現在の松阪市の借金は幾らですと。1,200億円あったやつが、今1,500万円になったとか、そういうことがですね、一目瞭然でわかるように表示されておるわけです。明和町の場合はですね、それと同じように真似をしてほしいとは言いませんが、やはり140億円ある中から、去年は140億円ありましたと。しかし、財政努力によってね、135億円に今なりましたというような目標というか、努力の目標を私は形ある状態で示していただけたらなと思うんです。そういうお考えはおありになるかどうか、町長にお尋ねしたいと思います。

○議長（北岡 泰） 田辺議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 何遍も申し上げますが、借金はしないことにこしたことはありませんけれども、私も就任以来ですね、そこの財政、地方債の借入の額をなるべく減らさなければならぬという形の中で、一つやらさせていただきましたのは、今までの過去の借入の分の金利の高い部分、過去には5.5%とか、6.5%というような金利の借入の部分がございました。それらをですね、水道

関係なんかでも、繰上償還をすることによってですね、支払いの利息を、何ちゅうんですか、安くするといったような取り組みは、既にさせていただいております。総額についてですね、どの程度が何ちゅうんですか、借金の限度かということについてはですね、起債の償還比率とか、いろんなところで指数が示されております。公債比率が例えば18%、20%、いわゆる返済の額がですね、非常に高く割合がなってきた場合は、借入が制限されるわけでありまして、そういった意味ではですね、一定の何ちゅうんですか、割合を保ちつつ、地方債も先ほど申し上げました、財源の一部としてですね、有効に活用をしなければならない、我が町の財政運営でございますので、そこら辺のところは、バランスが崩れないような形の中でですね、運営をしてまいりたいと、そのように考えますのでですね、なかなか口では、うまく説明できませんけれども、健全財政の運営の一つの指標でもあるわけでありまして、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

なお、松阪市さんみたいにですね、電光掲示板で借金返済の時計というような形の中でですね、表示することも、市民・町民への一つのアピールかとは思いますが、それだけの費用をかける内容ではないと、私は考えておりますので、そういった手立てについては、しないつもりでおります。ただ、町民の皆さんにはですね、財政公表という形で、毎年、広報等を通じて借金の残高等々につきましても、公表をさせていただいておりますので、そのところでですね、ご理解をいただきたいなど、そのように考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

田辺議員、再質問ございますか。

田辺議員。

○7番（田辺 泰宏） もう時間がないということでありまして、先ほどの説明で、今の起債残高についてはですね、ほぼ納得できました。続いて、明和町のもので、まずは借金を減らすためとか、あるいは財政改革をするために、今まで人事ということで、町職員を何年計画で減らされてこられました。それも

それで一つは効果が出たと思いますが、さらにですね、これは国でもやられております。また、松阪市もやっていますが、全ての事業で、事業仕分け、無駄な、ここが無駄であるのに、これを直せないというようなことで、放ったらしといえ言葉が悪いですが、そういうこともあるかもしれません。

だから、そういうところを見つけるですね、事業仕分けをですね、明和町もそろそろ私は取り入れていただいて、やはりこの苦しい財政をですね、乗り切っていただきたいというふうに思いますが、町長に最後にご意見を伺いたいというふうに思います。

○議長（北岡 泰） 田辺議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 事業仕分けというお話をいただきましたんですが、私どもの場合はですね、事務事業評価という形の中で、それぞれの事業を評価し、これからどうして行くか、現在の事業の状態を見直してですね、これからどうしていくかというような作業を行っております。

これは、事業仕分けというと、聞こえがよろしゅうございますけれども、我々としてはその事業が不必要かどうかではなしに、どれだけ効果が上がっているかどうか。その視点からですね、来年以降も続けるか、あるいは廃止をしていくかということ、常々考えながらですね、行政運営をやっておるところでございます。平成17年からですね、行政改革の部分では、そういったことをやりながらということでございます。また、いずれその中身についてはですね、議会のほうにも報告をさせていただきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

田辺議員、再質問ございますか。

田辺議員。

○7番（田辺 泰宏） 最後に町長ですね、これからの事業評価についての取り組みをお聞きしました。さらに、これがですね、町民が行政の中身の一部を知って、行政に参加したいというですね、意識の向上につながるような、町民

に対してですね、啓発活動がですね、必要になってくると思います、これから。そういうことに対して、町の執行部としてですね、町民に対するサービスをさらにですね、啓発活動としてのサービスを強化をしていただきたいなということを、要望しまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（北岡 泰） 以上で、田辺泰宏議員の一般質問を終わります。

○議長（北岡 泰） お諮りします。

議事整理のため暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

15分まで。

（午後 2時 00分）

○議長（北岡 泰） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時 15分）

（11番 田邊ひとみ議員）

○議長（北岡 泰） 4番通告者は、田邊ひとみ議員であります。

質問項目は、「安全に暮らせるまちづくり」と「命を守り育てるために」の

2点であります。

田邊ひとみ議員、登壇願います。

○11番（田邊 ひとみ） 11番 田邊ひとみ。

質問します。通告に従いまして、一般質問を行います。

まず1番目の質問、「安全に暮らせるまちづくり」について、三つの方向からお伺いしたいと思います。

まず1点目、防災無線について、先の伊豆議員の質問にも、防災関連に関しましては、たくさんの質問がございましたが、私は防災無線について質問させていただきたいと思います。

現在、明和町のほうにおきましても、屋外の放送設備の増設や個別受信機の普及設置に向けて、様々な取り組みがなされているところでございます。

先日も、全町自治会長会の現地視察に同行させていただいた際に、大淀海岸に新たに設置をされました屋外設備を見学させていただきました。災害というものはいつ、どんな形で私たちの日常にやって来るかわかりません。それに備えるためにも、まず明和町に対しましては、より一層の取り組みをしていただき、1日も早い防災対策の整備を整えていただきたい。そのように町民の一人として私も心より望むところでございます。

では、質問に入ります。町長も伊豆議員の質問の時にも述べておられましたが、屋外の放送設備も含め、各家庭に置かれている個別受信機、全てに言われていることが、「無線の音が聞こえなかった」とか、「聞き取りにくい」、また「聞こうと思って傍に行ったらけれども、その時には放送が終わっていて、内容がわからなかった」、このような住民の皆さんの声が、私の耳にも数多く入って来ております。これまでに防災無線や行政関連の放送などにつきまして、町に対して苦情や問い合わせなど、役場のほうにあがって来ているものはありませんでしょうか。特に、東日本大震災以降、住民の皆さんの関心も上がってきていると思われるんですが、何か住民の皆さんのご意見等に変化などがありましたでしょうか。あるようでしたら、その件数や事例などを示すとともに、

またそれらに対しまして、明和町はどのような対応をされてこられたのかも合わせて、答弁願いたいと思います。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

○町長（中井 幸充） 個別受信機に対するご質問をいただきました。

ご案内のようにですね、現在の防災行政無線はですね、平成4年から6年の3カ年にかけて、当時、防衛庁の支援を受けて整備をさせていただきました。これは、よく言われますようにアナログ形式でございまして、明和町のような平坦地ではですね、役場からの出力が低く設定されておりましたね、平坦な地域の自治体では、特に難聴の対応に苦慮しているのが、実態でございます。

特に、春から夏にかけては、田邊議員もご承知かと思いますが、電離層の関係がございましてですね、不安定となりまして、苦情が多くなっているというのが、現在の傾向でございます。従いまして、年間ですね、50件から60件程度、その苦情というのはいろいろ入ってきております。電源が入らないとか、電源が入っているのに放送が聞こえないとか、あるいは雑音が入るとか、液漏れがするとか、様々な苦情が寄せられてきております。その都度ですね、私ども配線に不都合がないか、本体が故障していないかとかですね、電池はどうかとか、そういったような点検を個別に対応しながらですね、そして電波の受信状態の悪いところにつきましては、新たに屋外のアンテナを設置するなどしてですね、個別に今対応をさせていただいておるところでございまして。

ご案内のように、これからの震災を考えますと、私どもも改めて個別受信機がそれぞれの家庭でですね、機能しているかどうか。そのことも含めてですね、再点検をしていかなければならないのではないかと、そのようには考えておるところでございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

田邊ひとみ議員、再質問ございますか。

田邊議員。

○11番（田邊 ひとみ） ただいまの町長からの答弁によりまして、年50件、60件の苦情があり、またそういうことに対応しまして、屋外アンテナの設置や再点検などの必要があると答弁がございました。特に再点検の件に関しましては、私、個人的にもそのような部分、たくさん耳にしておりますし、自分も体験しておりますので、早急な対応をお願いしたいと思います。

今回、住民の皆さんから聞かせていただいたご意見の中に、聞き逃した防災無線をもう一回聞くことはできないだろうかというものがございました。現状でも災害発生時やお知らせの放送の時は、2回繰り返しで放送されておまして、それなりに聞くチャンスはあると思うんですが、あると思いますし、何度も放送を繰り返すということは、騒音問題にもつながるということで、あまり推奨されるものではないと私自身も、その点は認識しておりますが、やはり防災無線を聞き逃したり、庭などにいて無線鳴っておるけど、何やろうと、慌てて部屋に戻ったら、もう放送が終わっていたと。そういうような経験がありますと、いろいろ不安になったりもいたします。

そこで、お尋ねをします。さっきの防災無線が何っていうとったんやろと思っただけの時や、放送の内容を改めて聞きなおしたい時、今、明和町でしたら、どのような方法があるか、お答えいただきたいと思います。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員の再質問に対する答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 失礼します。

ただいま放送内容を改めて確認したい場合は、どのようにすればいいのかというご質問でございます。現在、個別受信機を通じて定期的に放送しておりますのは、一つは音楽放送、毎日昼12時と夕方の5時に放送しております。それと、もう一つがイベント情報の放送でございまして、朝7時、それと夜7時半の、この音楽とイベントの情報の2パターンで、定期的にさせていただいております。イベント情報を聞き逃した場合につきましては、現在、

それを確認するすべといたしましては、役場のほうへお電話をいただき、担当課のほうから再度、イベントの情報につきまして、周知させていただき、お知らせさせていただきといった他には方法はないということでございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

田邊ひとみ議員、再質問ございますか。

田邊議員。

○11番（田邊 ひとみ） 今、答弁いただきましたが、役場に再度電話をかけるしか方法がないということなんですけども、役場のやっている時間、朝の8時半から夕方5時15分という時間、それ以外にやはり情報を聞きたいんだ、もう一度聞きたいんだという住民の皆さんの声が、たくさん寄せられております。これは一例なんですけれども、今、松阪消防や伊勢消防では、災害テレホンサービスというものをやっていて、そこに電話をすると音声ガイドで、消防車の出動や災害の発生などをリアルタイムにお知らせするというものを行っております。

このようなテレホンサービスというのを、明和町でも取り入れるということは、可能なんですかというような住民の皆さんからの声があがってきております。私も調べてみましたが、岩手県の洋野町でも、ここでも防災無線、電話で確認できますというような取り組みもやっておりますし、先日、研修でお邪魔させていただいた須恵町でも、そのようなことをやっているようなところ、確認させてもらいました。このような動きが全国的にも広がっているようなんですけれども、その当たりに関して現在の明和町で、設備的な面も含めて対応ができるかどうか。対応ができるのであれば、早期の実現を求めたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員の再質問に対する答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 現在での、先ほどいただきました消防署のようなですね、火災時のテレホンサービス、こういった例をちょっとお聞かせいただいたわけですが、現在のイベント情報に対する、そういったテレ

フォンサービスというのはですね、やはり費用の面からいってもですね、そこまで取り組むべき必要があるのかといったこともですね、再度検討しながら、させていただく必要があろうかと思えます。

ただ、先ほど申されたようなですね、火災であったり、災害であったりといった部分については、すぐ問いなおせるような現行での対応、システムが検討できないかといったことにつきましては、早期に現行の施設の枠組みの中で、検討が加えられないものかといったことについては、検討してまいりたいと考えております。

先ほどご紹介いただきました松阪消防署についての災害テレフォンサービスにつきましてもですね、指令本部のほうから、約2回分の火災出動なり、消防車の出動についての件数を把握しておるようでございます。ただし、3件目以降につきましては、その容量もでございますので、すぐ削除という形がとられていきまして、更新していく形をとられておるということでございますし、先だっの山大淀の火事のように、1件だけの対応であれば、直ぐさま電話すれば確認もできるわけでございますが、それが市内での状況、周辺の松阪消防の管轄区域内の状況によってはですね、それも機能していかないというふうな状況になっておるということは、ちょっと付け加えさせていただきたいと思えます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

田邊議員、再質問ございますか。

田邊議員。

○11番（田邊 ひとみ） 現行の放送設備の中で対応ができるかどうか、まず検討していただくということですので、まずぜひともそれは検討していただきたいと思えます。

住民の皆様はやはりそういう部分での情報提供って、すごく求めておられますので、ぜひとも進めていただきたいと思えます。

また続きまして、この防災無線の再確認ということは、やはり先ほどから何度も言っておりますが、より早く住民の皆さんが正しい情報をキャッチする手

段としての一つだと考えておりますし、もう一点これは2番目にもお聞きしたい項目にあるインターネットの活用にもつながるのですが、インターネットや携帯電話などが普及してきた今のご時世に合わせて、防災メール配信サービスというようなものを取り入れている自治体も出てきております。先ほどの伊豆議員の質問の中で、町長も答弁の中でありましたが、エリアメールというような形も先ほど聞かせていただきましたが、私ちょっとこれは承知しておりましたので、明和町でのこのような配信サービス、またそれらに類する何らかの手段があるのでしたら、ここで一度説明をお願いしたいと思います。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の再質問に対する答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 失礼します。

ただいまのですね、聞き返しの補助的な対策といたしまして、いろいろなことも現在、情報メールとして行政の中で発進しているところでございます。まず、先ほども申しました現在のイベント情報につきましてはですね、役場だけではございませんし、各種ほかの団体さんも使っておるといようなこともございまして、例えばマ・メールというような有料のサービスもございます。そういうものをですね、利用してまで配信していくというのはどうかというようにあるわけですが、防災情報につきましては、午前中の伊豆議員の町長の答弁の中でも申しましたとおり、昨年10月からエリアメールといったものを配信させていただいております。ただ、これ実際に防災、災害が起きておりませんので、皆さんのお手元には現在、配信された実績というのはいりません。

この内容につきましては、昨年の広報めいわの10月号でも、お知らせをさせていただいておるわけですが、携帯電話への災害情報等の発信といったことで、従来の消火での災害情報の伝達につきましては、ケーブルテレビであったり、防災行政無線が主な手段でございましたが、これを補う形で、皆さんがお持ちの携帯電話のほうへ、エリアメールの配信といった形で、屋外にいる人や観光客、町外から明和町に働きに来ている人たちに対しましても、より

円滑に災害の情報を伝達できるようになりました。

昨年10月にはNTTドコモ、本年はこの4月、5月でKDDI、ソフトバンクと契約をいたし配信することになっております。このソフトバンク、KDDIの利用につきましては、広報めいわの7月号、それとホームページのホットラインでも周知いたしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます、すいません。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

田邊議員、再質問ございますか。

田邊議員。

○11番（田邊 ひとみ） ただいまエリアメールのお話をお伺いしました。昨年の10月から配信ということで、広報10月号にも掲載されていたということですが、ちょっと残念ながら私、確認できておりませんでした。また、今回私がちょっと提案させてもらった、メール配信サービスというものに対して、周囲の住民の方にいろいろお話を伺ったんですけれども、事前に。その時にも、このようなエリアメールがあるということ、承知されている住民という方ははっきり言って皆無でございました。私も今お話を聞きまして、こういうサービスがあるんでしたら、やはりもっとしっかりと住民の皆さんに周知をしていただかないと、勿体ないんじゃないかと、そのように感じております。いざ災害になった時に、こういうことを皆さんが知らないでいたら、何のために携帯が鳴っていても、見る余裕がないとか、そういうこともあると思います。もし皆さんか知っていたら、何かあったらまず一回携帯開いてみよかという形にもなると思うんです。そういう部分も含めまして、きちんとやっていただきたいと思ひます。

それから、先日この防災に関しまして、明和町のホームページというのちょっと私確認もさせていただいたんですけれども、やはり緊急時に対しての対応というものの掲載が非常に少ないなと感じました。このエリアメールということに対しても、ぱっと見た感じで、どこに何があるんやろということ、直ぐ

に捜し出せませんでした。そういう部分もあります。そういう部分でも防災のさまざまな情報を、もうこれからどんどん掲載していってもらおうと、そういう積極的な動きを求めたいと思っておりますが、そういう部分に対しまして、ちょっとの明和町の答弁、お答えいただきたいと思っております。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の再質問に対する答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 先ほどの田邊議員のご質問いただいたとおりですね、もっと積極的な防災情報の配信に努めてまいりたいと思っております。今回の機構改革がございましたが、そういった意味合いで防災企画課ということで、1課の中で情報部門も交渉部門も担当させていただいておりますので、より一層わかりやすい情報の提供に努めてまいりますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

田邊議員、再質問ございますか。

田邊議員。

○11番（田邊 ひとみ） 伊豆議員の質問の時にも、町長もおっしゃいました。ありとあらゆる啓発をしていきたいということでございますので、そういうことを強く求めていきたいと思っておりますし、特に情報弱者の方に関しましては、ホームページを見るとか、そういう部分でなかなか厳しい部分もあると思っております。そういう部分に対しての支援なり後押し、そういう部分も積極的に行っていただきたいと思っております。

ここでちょっと情報弱者ということで出たんですけれども、今ちょっと気になっておりますのが、要援護者支援というのを取組強化、これも町長おっしゃっておられますけれども、聴覚障がい者そのような方々の災害時に対しての広報、このようなものに関しては、今、明和町はどのような取り組みをされているのか、お答えいただきたいと思っております。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） ご質問いただきました聴覚障がい者の方たちへ

の情報提供でございます。まず先ほどもご説明させていただきましたが、エリアメールという形ですね、文字で今の現状を伝えるという取り組み、この取り組みにつきましては、大変有効であると思いますし、携帯電話をお持ちでない方もおられるわけでございます。そういった方につきましては、毎年現在、要援護者登録という形の中ですね、各自治会のそういった方たちへの取り組みも進めておるわけでございますが、そういった方たちに対してはですね、その地域の支援者の方からの情報が寄せられるようなシステム、取り組みを進めておりますので、そういった方たちからの情報提供をいただくというような形ですね、何とか聴覚障がい者の方たちへの対応もですね、いろいろまだまだあろうかと思いますが、現在のところはこういった状況の中で進めてさせていただいているということでございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○11番（田邊 ひとみ） 要援護者登録という形で地域住民の支援、そういうものもこれから積極的に行っていくということです。ということをお聞きしました。また聴覚障がい者だけではなく、明和町には外国人の方もたくさんみえます。また観光者と、単に滞在している方、そういう方たちなど、なかなか情報の入りにくい方、たくさんみえると思いますので、そういう方の対応というのも早急に整えていくということを求めたいと思います。特に聴覚障がい者に対しては、私も調べましたら、CS通信による目で聞くテレビという、そのようなシステムもこの日本にはあるんだということを知りました。災害時の情報発信等も行っているということなんですけれども、明和町や近隣市町、また三重県におきましては、このような取り組みに対してはまだ遅れているのではないかと、私は感じております。

このような取り組みに関しまして、今、県や近隣市町などを含めまして、何か取り組みをなされているのか。また明和町はそういう部分に対して、県や近

隣市町と連携をとって、情報交換等をやられておられるのか、その点をお聞かせください。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の再質問に対する答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 失礼します。

現在のところ、先ほどご質問いただきましたようなC S通信といったことについての検討は、まだ取りかかっていないのが現状でございます。ただC S放送云々というよりもですね、一般のテレビの中でも大きな災害につきましては、逐次画面の中で文字でですね、情報が配信されておるわけでございますので、まずそういった情報を入手していただくのが、C S云々というよりも真先に早い情報が得られる手段ではないかと考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

田邊議員、再質問ございますか。

田邊議員。

○11番（田邊 ひとみ） このC S通信というのは一例で申し上げただけで、全国的にあらゆる取り組みをされておりますと思うので、そういう部分をしっかり情報を得ていただいて、これは明和町にいいんじゃないかという部分があったら、そういう部分は積極的に取り入れていただくこと、それを私は求めてたいと思います。

続きまして、インターネット関連でもう一つお伺いをいたします。先日、スーパークールビズを取り入れたということで話題にもなりました、佐賀県の武雄市というところがございます。この武雄市では日本で初めて自治体のホームページのフェイスブック化を実施して注目をされております。

自治会がホームページの枠から抜け出しソーシャルメディアの機能を最大限に利用することにより、自治体の内外の人との交流を深めたり、情報を広く発信をしたり、また住民の声を聞くという姿勢を見せる手段として、フェイスブックを使うことが有効であるということが、最近言われております。この武雄市自体もアピールをしており、実際、ホームページ時代よりも40倍の閲覧数を

生み出しているという報告もございます。この武雄市では、職員にフェイスブック担当を設定をしまして、住民の皆さんとのつながりを途絶えないような配慮もされておりまして、日々住民の皆さんからの書き込み等により、情報提供のチェックをし、崖崩れなどがありましたら、その危険箇所の早期発見、対応などにも役立てたり、町の特産品のアピールや販売にも活用しているそうです。その他、町内各種団体との連携にも、このフェイスブックを通じて行ったりはしていて、しっかりとした町づくりに役立てているということでございます。

このフェイスブックの活用なんですけれども、やはり住民の皆さんから明和町でもこのような取り組みをやったらいいのにと、たくさんの方がおっしゃっておられます。お聞きします、いかがでしょうか、このような取り組みに関しまして、どのようなお考えを持っておられますか、興味はございますか、見解をお示しいただきたいと思えます。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 武雄市のフェイスブックの関係ですが、私もちょっとのぞいてみました。しかしながら、情報を取得するということについては、アカウントを設定しなければ、その情報が得られないというのが実態でございます。ホームページはアカウントがなくても、それぞれの情報を入手できるという、一般的に誰でも見られるという状況の中と、フェイスブックは会員、アカウント登録した人がという話に相成ります。

従いましてですね、少しばかり実名登録とか、メールアドレスとか、そういったものをきちっと登録しなければなりませんので、そこら辺の情報管理をどうしているのか。そういったところもちょっとお聞きをする中でですね、やってみたらどうかなというふうな思いもしています。今日的な部分ですので、ツイッターもしかりですし、ミクシィなどという新しいツールもですね、流通しているようでございますので、そういったものを通じて情報提供をいかにやっていくのかというのは、少しばかり研究をしていく必要があるのかなと、そのように考えております。大変興味のあるところですが、一定、情報がほしい人

しか渡らないというのが、少し難かなというふうな思いもしております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

田邊議員、再質問ございますか。

田邊議員。

○11番（田邊 ひとみ） 私もこのフェイスブック、ミクシィ等、いろいろ良い点、悪い点あるのは十分承知しております。ですけれども、世界的にもこのような動き、日本国内だけでなく世界的にもこのような動きも数々出ておりますので、一つの情報発信の手段ということで、これからもちょっと念頭においていただいて、検討されるということも求めていきたいと思っております。

続きまして、安全に暮らせるまちづくりの三つ目の質問といたしまして、子どもの登下校時における交通事故等に関してお聞きをします。最近、登下校時の子どもの列に自動車が突っ込むという事故が多発しておりました。痛ましいニュースに心が締めつけられる思いがいたしております。近年の交通量の増加は驚くべきものがあり、私の住む上御糸地区でも大きな商業施設方面へと向かう道路がありまして、かなり激しい交通量となっております。その道路に関しましては、現在歩道の整備が行われており、安全確保に向けての取り組みも行われている。また保護者の方々や地域の皆さんの見守りの力で、子どもさんの安全を守っていらっしゃる。そのことは確かなんですけれども、やはり危険なものは危険である。特に徒歩で通学をしている子どもさんにとっては、自動車は大変危険なものであると、そのように感じているところであります。事故は発生しないに限りませんが、質問はその万が一の事故が発生した時の対応等についてお聞きをしたいと思っております。

基本的に学校の管理下における事故に対しましては、学校が保険なり共済制度等に加入をして対応していると記憶をしておりますが、その部分をまずご説明いただきたいと思っております。また、この保険なり共済制度に関しましては、交通事故等に対しても保障がされるのかどうか、合わせて答弁願います。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 恵三） 田邊議員から通学路の交通事故について、近年大変痛ましい事故が立て続けに起こりました。明和町においても起こるべくところはたくさんあると認識して、私も心を痛めているところでございます。ご質問のように、学校においてその対応について、保険なり共済制度に加入して対応しているということでございますが、町内の全ての幼稚園、小中学校は独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済に全て加入しております。学校の管理下になる範囲等についての説明については課長のほうから説明させていただきます。

○議長（北岡 泰） 教育課長。

○教育課長（西田 一成） 失礼します。

教育長が申しあげましたように、学校管理下におきます負傷とか疾病などにつきまして、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済というのに加入をして対応させていただいておりますので、そのことにつきまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。前身は日本学校安全会とか、日本体育学校健康センターというような前身で、その業務を引き継いでおるということで、その一つの目的の一つの中に、学校管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付というものがございます。

それで、そこで学校管理下となる範囲とはどうかということになると思っておりますが、まず学校が編制をしました教育課程に基づく授業を受けている場合というのが基本的に学校管理下でございます。例えば教科中、それから幼稚園などで保育中、それから遠足や運動会などの特別活動中もこの範囲になります。それから、休憩時間にある学校の場合、それから校長の指示・承認で学校にある場合、これが学校管理下ですけれども、例えば始業前とか、業間休みや昼休み、放課後などが該当します。ただし、一旦、自宅のほうへ帰っていただきますと、その後、例えば学校の運動場へ出てくるとかいう場合があると思っておりますが、それは範囲外となりますので、このことは十分ご注意をいただきたいと思います。一旦、帰宅をしますと該当しません。そういうような形の中で、それからまた

通常の経路や方法で通学する場合ですので、登校とか登園、下校とか降園中がそのケースになります。それらが全て幼稚園、小中学校は、教育長が申し上げましたように、全部この災害共済に加入をさせていただいておるということでございます。

それから、次に交通事故に対しても保障がされるのかというご質問もいただいたかと思えます。このことにつきましてはですね、登下校のご案内をさせていただいたところでありますけれども、基本的に交通事故につきましては、本来、加害者がいますので、加害者が負担をするのが原則でございますので、交通事故は対象外、この共済の対象外になっております。以上です。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

田邊ひとみ議員、再質問ございますか。

田邊議員。

○11番（田邊 ひとみ） ただいま説明をいただきました。

学校の管理下における事故等におきましては、このような共済制度があるということ。また交通事故の場合には、相手が加害者のほうが賠償責任があるという説明でございました。確かに事故の相手が、特に交通事故の場合には加害者、これが賠償相手になるということは、十分理解しておりますが、昨今の事故の事情をみてみますと、加害者が保険に未加入である場合や、加害者の過失が低い場合、あと自転車等など保険に入っている可能性が少ない場合などの加害者に保障能力がない、または少ない場合、そういう場合には事故の被害者が十分な治療を受けられなかったり、後遺障害に対して適切な対応をすることができず、金銭的な負担が多いということで、かなり苦痛を感じるというケースが全国的にかなりたくさんあると、私も調べたら出ております。ちょっと一つお聞きをしたいんですが、過去に明和町ではそのような事例はございませんでしたでしょうか。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の再質問に対する答弁、教育課長。

○教育課長（西田 一成） 私の知る範囲では、そういった交通事故によって、

例えば加害者に保障能力がないというようなケースというのは、学校の教育委員会の範疇の中では、ちょっと記憶にございません。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○11番（田邊 ひとみ） そのような事故、ないのにこしたことはありません。

これからもそうであってほしいと願っております。

では続きまして、これに関してお聞きをしたいのは、このような事故等がありました時に、学校管理下におきましても事故も含めてなんですけれども、町内全ての学校で担当の先生などの配置をして、きちんと対応しているか。学校またはそういうところによって、保育所などによって、対応の差がないように情報を更新とか交換、連携などをきちんと取っているのか。その辺の部分、気になっております。このように連続した事故を、先日も通り魔もありましたけれども、大阪で。このようなことを目の当たりにしておりますと、本当にあってはならんことなんです、万一に備えてこういうような部分の体制を整えることが必要であるのではないかと考えております。

また、交通災害共済、前にありましたけれども、これが全国的に廃止方向で、明和町でも既に廃止をされております。特に学校管理下でないところでのあらゆる事故に関して、相手からの十分な保障が望めないケースの事故の場合などの救済方法はあるのか。また、こういうことに対して明和町として、相談窓口があるのかどうか、そういうところをお聞きしたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の再質問に対する答弁、教育課長。

○教育課長（西田 一成） 失礼します。

このお尋ねの共済制度の中では、そういったことで交通事故は加害者があるという前提ですね、あれなんですけども、ちょっと担当外の話になりますのであれですが、また補足をしていただくとおもうんですけれども、いわゆる自動

車賠償保険制度、自賠責の保険制度の中に、政府保障事業というのがあるというふう聞いております。それで、いわゆる政府が無保険とか、加害者に成り代わって一定の損害の支払い基準に応じた損害額を支払うという制度があるというふうには聞いております。そのことにつきましては、いわゆるどこの保険、損害保険会社の窓口でもですね、その政府保障事業に対する被害者からの請求を受け付けることができるような窓口になっておるということですので、教育委員会として、私の学校管理外で知っている範囲は、そこまでなんですけれども、詳しい補足がまたありましたらと思いますが。

○議長（北岡 泰） 総務課長。

○総務課長（北岡 和成） ちょっと古い記憶なんですけど、私も国民健康保険の担当を、7、8年当時しておりまして、その中で政府保障事業の相談にのったことがございます。教育課長が申しましたように、各保険会社に相談で、別口で受ける機関もございますし、また第3者行為ですね、各医療保険、例えば国民健康保険とか社会保険事務所とか、そういうところの担当者もですね、教育を別途受けておりまして、そういう然るべき機関へご案内するように教育を受けておりますので、また心配事相談なども含めてですね、的確な対応をしてまいりたいと、そういうふうに考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○11番（田邊 ひとみ） この政府保障事業とかも、国土交通省のほうで、交通事故被害者のホットラインの事業とか、そういうのがあるというのは承知しておるんですけど、やはり特に子どもさんの場合、保護者の方、学校の先生とかに相談をしたいと、そういう思いも強いと思うんです。そういう部分に対しましては、学校のほうでのそういう担当の先生なりに、知識なり情報交換なりそういうものをきっちりしていただいて、学校単位での差異がないように、また町全体をあげても何かありましたら、そういう相談窓口を紹介するなり、そう

いうことの体制を整えていただきたいと思いますと思うんですけれども、そういう部分に関して求めたいと思いますが、お答えいただけますでしょうか。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の再質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 恵三） 最近の事故で、家へ帰ってから学校へ来て、ブランコで落ちて、事故した子がいました。あの子の場合は、町の総合賠償保険のほうで対応できるということで、こちらのほうへ連絡をいただいてから、直ぐさまそういう町のほうの対応をしていただくという方向がありました。そのことについては、学校の保健の教師と、それから学校長は、その辺については情報交換をしておりますので、その辺はいろんな方法があるということだけは知らせております。以上です。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

田邊ひとみ議員、再質問ございますか。

田邊議員。

○11番（田邊 ひとみ） 是非とも今後とも、こういう部分に関しましてはちょっと強化をしていただいて、迅速な対応、丁寧な対応ができるように、そういう体制づくりを求めていきたいと思います。

続きまして、2番目の項目で、「命を守り、命を育てるためについて」、二つの面から質問を行います。

まず、国保法第44条を活かした医療費の一部負担金の減免、免除、または徴収の猶予についてということについて、質問いたします。この制度は、国が定めたもので、低所得の人や、病気で就労できない人に対して、窓口で支払うお金の減免や免除を行う制度であります。全国の自治体でこの制度について、自治体独自の条例をつくり、適切な対応を取るという動きが進んでおりますが、明和町にお聞きしたいと思います。明和町はこの制度について、何らかの対応をなされているでしょうか。また医療費の支払いなどでの相談件数、または明和町でそのような相談があった場合の窓口では、どのような対応をされているのか、答弁願いたいと思います。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） この国保の一部負担の減免につきましてはですね、それぞれ検討をさせていただいております。県内ではですね、実はまだ五つの市しか国保の減免規定が、実はございません。しかしですね、今日言われておりますのは、今回のような東日本大震災のような災害、あるいは火災のような場合でもですね、やはり大変な経済状況に陥るわけでありますので、何とか一部負担の減免についてですね、制度を設けていかなければならないんじゃないかという、そういう動きに実はなってきております。

ただ、どの程度にするかということの中ではですね、生活保護は生活保護でちゃんと医療費の免除があるわけですが、従いましては生活保護基準のですね、1.2倍か1.5倍ぐらいの範囲の中でですね、どんなふうな形でやるかということで、各市町、市ですね、苦勞してみえるようであります。従いまして、我々もですね、いろんなこれからの災害等々を踏まえてですね、やはり減免規定が今のところございませんので、整備に向けてですね、今年1年ちょっと検討をしてまいりたいと、そのように考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

田邊ひとみ議員、再質問ございますか。

田邊議員。

○11番（田邊 ひとみ） この国保法の減免というのは、国が定めたもので、申し出があれば減免をしなければいけないということなんですけれど、その采配と裁量というのは、この自治体の裁量は決まっております。是非ともしっかり充実した裁量となりますように、しっかり充実したものを求めていきたいと思っております。

また、国保法の減免なんですけれども、今、本当で日本では格差が進んでおりまして、貧困や生活困窮者が急激に増加しているという問題が存在しております。先ほど、町長もおっしゃられましたが、医者代が払えやんのやったら、

生活保護を受ければええではないかと、そのような声も聞かれておりますけれども、ちょっと生活保護の実態をお話したいと思います。

2010年の厚生労働省の調べによりますと、生活保護基準が定める最低生活費を下回る所得しか得ていない世帯は、全国で705万世帯にのぼりまして、そのうち実際に生活保護を受給しているのは、108万世帯で15.3%に止まるということです。

また、今テレビなどでも不正受給問題がクローズアップされておりますけれども、厚生労働省の発表によると、生活保護費の中で不正とされているものは0.33%であり、保護費の99%が適正に運用されているという報告もされております。今、国をあげての保護費の見直しなど、本当に生活保護の必要な人の生きる権利を奪うような動きが進むことに対しましては、私は本当に強い危機感を感じております。生活保護に対しまして、本当に皆様には正しい知識と認識を持っていただくこと、そのことの重要性をこの場で一言申し上げておきます。話を元へ戻しますが、現行の生活保護では報道で言われているように、簡単に生活保護は受給できないというものであります。特に決まりの中で、生活費の1カ月分、所得が最低生活費を下回りまして、貯蓄が最低生活費の1カ月分未満でないと受けられないというような厳しい決まりもありまして、このような要件を満たす低所得者、お金のない家は全国で337万世帯あるんですけども、その中で保護を受けている世帯の割合は32.1%に止まっている。このように所得が低くても、生活保護を受給せずに生活をしている世帯が、全国にはたくさんあると。明和町にもきっとあるのではないかと、そのように推測しております。

やはりこのような方が病気になって、病院にかかる時には、このような制度が必ず必要だと思っております。またこれは一例なんですけど、三重県でもこの制度の適用というのは、かなり数が少ないようです。先だって、四日市のほうで一例あったという話を聞かせてもらっているんですけど、やはりこの方も自分の力で生活をして働きたいんだけど、病気になって働けない。じゃあ生

活保護はということになったんですけど、やはり自分の力で働きたいと、そのような強い思いから、この制度を申請して、それが適用されて、命がつながったと、最終的に体調の加減で生活保護のほうに流れていかれたんですけども、このように生きる力とか、頑張っていこう、そういうものを支えるためにも、この44条の減免制度というのは、是非とも必要だと思いますので、先ほども町長おっしゃられましたけども、制度へ向けて1年間検討をされるという答弁いただいておりますけども、改めて一刻も早いこの制度制定というのに対して動いていただきたいと思うんですけども、その当たりの見解を求めたいと思います。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 先ほども申し上げましたけれども、市の中ではそういう形の中で進んではおるところもございますが、町の中ではね、なかなか進んでいないというのが現状でございます。しかしながら、先ほども申し上げましたが、いろんな状況を、経済状況あろうかと思っておりますので、なるべく早くですね、実態を調査する中で、制度としてどういう形が明和町に合うのかですね、そこら辺も検討させていただいて、早い機会にですね、その原案的なものをお示しできればね、いいかなと、そのように思っております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○11番（田邊 ひとみ） 後、この44条の減免制度なんですけども、やはり住民の皆さん知らないという方も多いと思うんです。そういう部分に対して、明和町もう少し丁寧な周知も求めたいと思うんですけども、この部分に関しての見解をお知らせください。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） この免除された部分につきましては、国保連合会を通じて、我々が保険者が支払うという形に相成ります。従って、本人さんの負担が

軽くなるんですけども、条例の部分としてはですね、することができるという表現にいつもなってしまう。従いまして、一定のですね、先ほど言いましたように所得とかですね、状況、何もかもというわけにはまいりませんので、そういった点を明確にした上で、ご提案申し上げたいなど、そのように思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○11番（田邊 ひとみ） やはりこの制度を知らずに過ぎてしまうということが、一番不幸なことだと思いますので、徹底した周知をこれから、今後行っていただくことを求めたいと思います。

続きまして、似たようなものなんですけれども、社会福祉法に基づいて生活が苦しい人に対して医療機関の受診を保障する無料低額診療事業という事業についてお聞きをしたいと思います。

この事業は、生計困難者が経済的な理由で必要な医療を受ける機会を制限されることのないように、無料または低額で病院にかかれる制度でありまして、支払いができない人や、保険証を持っていない人、ホームレスの人、外国の人なども対象になります。また、この制度は生活が改善するまでの一時的な措置であり、無料診療の場合は健康保険の加入または生活保護開始までの原則1カ月間、最大3カ月間を基準に適用されているというものであります。

今、患者になれない病人という言葉があるのを、皆さんご存じでしょうか。病人というのは病気になってしまった人、病気で医者にかかっている人が患者ということです。病気になってしまったけれど、経済的な理由で病院に行けない人を患者になれない病人と、私たちは言うております。その患者になれない病人が急増しているという、社会情勢の中で、やはり全国的にこの制度の必要性を感じた医療機関や地域におきまして、積極的な対応が生まれておりまして、この三重県下におきましても、数カ所の医療機関がこの事業に取り組むという

動きをみせております。

本来、憲法25条の生存権によりまして、私たちはお金の有る無しに関わらず、医療を受ける権利を持っておりますが、今の日本の医療制度の形の中では、やはり無料低額診療事業のような形のセーフティネットは必要であると考えておりますし、またこれを拡充していくことが、最低限の課題ではないかと考えております。また、厚生労働省はこの診療事業の事業者に対しまして、市町村社会福祉協議会等の十分な協力が必要であると考えられるので、各関係機関に無料または低額診療事業内容について、周知徹底を図るようにと、この事業の周知について、通知をしております。

これらのことを踏まえまして、この無料低額診療事業の拡充を、明和町としても国や県に働きかけるとともに、住民の皆さんに対して周知をすることについて、積極的な取り組みを求めたいと考えておりますが、見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） この無料低額診療事業につきましては、2種類、実はございまして、一つは社会福祉法人、そしてもう一つは社会福祉法人に基づく第2種の社会福祉事業として実施するものという定義が一つございます。

そして、これのですね、医療機関に対してはですね、県知事の許可によるという、そういうことになっております。私が知る範囲では、県内では二つの病院しかございません。その一つが、恩賜財団の済生会松阪総合病院さんは、この低額診療事業の適用を行っていただいております。

そして、我々も常に相談いただきますのは、そういった医療費、実際に高額な医療を、今の制度の中では払えないという、そういう方たちについては、済生会の病院のケースワーカーさんがですね、直接町のほうにもお越しをいただいて、そして、その家庭環境なり、そういったものを相談しながらですね、この事業の適用を行っているという、そういう状況でありますので、我々もそういった困った人がみえればですね、というふうに済生会のほうさんとお話をさ

せていただく中で、対応してまいりたいと、そんなようなことを考えております。

特にですね、このことを広く町民にということにつきましてはですね、逆にいろいろ諸問題が起こるのではないかと。そちらのほうに、済生会のほうさんに流れていることも懸念される部分もございます。やはり適正に利用をしていくということですね、ご理解いただきたいなど、そのように思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

田邊議員、再質問ございますか。

田邊議員。

○11番（田邊 ひとみ） 宣伝しまわるといようなたちのものではないと、私も考えておりますが、やはり相談に来られた方、本当に困っている方を救いあげるためには、それなりの周知も必要ですし、明和町としてもそういうことは明らかにしていくということは必要だと考えております。

もう一点、これに関係しまして、無料低額診療事業での薬代、薬代の減免や助成についても求めていきたいと思っております。この無料低額診療事業では、院外処方薬局での薬代は減免にならないということでございます。診療費が減免や無料になっても、薬代が払えないということになったら、病気になっても、やっぱり病院に行くことをためらってしまったり、処方箋をもらっても薬を受け取ることができやんということになりまして、この事業が十分な意味をなさなくなってしまう。

昨年の春に高知市が全国で初めて、市の負担でこの薬代助成の取り組みを始めております。高知市長との話として、助成を始めた理由が、今年の民意電の新聞に載っております。市長の話です。本来は国が責任を持って行うべき、しかし人の命や健康に関わる問題などで、国の制度制定を待たずに自治体ができることはやろうという考えで、この助成を始めたということです。命が危険にさらされないよう、救いあげなければいけないと実感している。このようにお話をされております。

先ほど、町長もおっしゃられましたが、この無料低額診療事業は医療費軽減や無料にする部分、費用を医療法人、医療機関がカバーをいたしますし、先の質問で聞きました国保法44条の減免に関しましては、自治体がカバーをすると、そのようなこともあります。ですが、この二つの事業、またこの薬代減免も含めて、どちらにしても本来であるならば、きちんと国が負担をする、国が責任を持つということが、求められるわけでありますが、まずは人の命を救うという観点から、このような事業、薬代減免につきましても、積極的に着手をしていくという考えを持っていただきたいと考えております。このことについて、明和町の見解を求めたいと思います。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 現在ですね、医薬分業の中で、院外の処方というのが、薬については一般的に相成ってまいりました。従いまして、院内処方におきましてはですね、薬代が同じように減免に相成りますので、出来るかぎり院内処方の中で対応していただくようにということに、相成ろうかと、そのように思います。

先ほど申し遅れましたけれども、まだまだこの事業をですね、実施をする病院が数少のうございます。従いまして、我々としましてはですね、それぞれの機会を通じて、特に認可を下ろす県と申しますか、そこに対してですね、もう少し幅広くこういった事業を展開できるようにですね、機会を通じて申し上げていきたいと、そのように思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

田邊議員、再質問ございますか。

田邊議員。

○11番（田邊 ひとみ） それでは、質問を変えて、最後の項目になる質問を行いたいと思います。幼保一元化に取り組もうとしている明和町の今後の考え方について、お伺いをいたします。

先月、研修で訪問いたしました、福岡県の須恵町、こちらの町では日本国内

でも先進的に幼保一元化に向けて、取り組みを始められておきまして、アザレア幼稚園の運営に精力的に取り組んでいらっしゃると思います。また、今明和町が抱えております就学前教育問題と類似をした問題を抱え、その解決に向けて取り組んでいるという点におきまして、今後の明和町の様々な取り組みの参考になるのではないかとということでの訪問をさせていただいたところでございます。

私がこの町の取り組みで、一番感銘を受けましたことは、子どもたちを守り育てるのは、自分たちなんだという強い思いを、町と議会が考えを同じにして、一丸となって、責任を持って取り組んでいるという姿勢でありました。今、税と社会保障の一体化の一つ、子ども子育て新システムというものが激しく議論されている時期ではございますが、この件に関しましても、国の方針はあるだろうが、自分たちが子どもを守っていくという気持ちは変わらないと、強く訴えていらっしゃった須恵町の教育長の言葉が、今も耳に強く残っております。明和町に関しましても、保育所の需要が伸びていることによる定員オーバーの問題や、その逆の幼稚園の定員割れ問題、また建物の老朽化、運営にかかる財政問題など、様々な問題を現在抱えております。明和町としましても、今、様々な取り組みをされていらっしゃることは、十分承知はしておりますが、今回の須恵町訪問で見たこと、町の取り組みや実際の子どもたちの姿を見たことや、現場で働く人の声を聞くことができたという経緯を踏まえまして、改めて明和町が考える、就学前教育のあり方、形について、どのような思いを持たれたのか、町長、教育長の率直なお気持ちを、まずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 就学前の保育教育というのは、子どもの成長にとって、非常に大きな影響を与えるというふうに考えています。また、子どもの人としての人格が形成される、一番重要な時期であるというふうに認識をしております。

そして、須恵町のほうでですね、お話もありましたが、子どもたちにとって

何が一番必要なのか。どういう形で子どもの教育、保育をやっていくのが、一番ベターなのかという、そういうところにですね、視点を置いて、今、何が必要か、そのことをですね、やっぱりきちっと検討していかなければならないだろうと、そのように思っております。

公平にですね、保育・教育の環境整備、そのことも必要でございます。そういう意味で、子どもは就学前の保育・教育の検討委員会を立ち上げていただいて、教育委員会のほうでですね、十分施設の整備を中心に議論を重ねていただいたところでございます。

その中で、幼保の一元化の話も必然的に出てこようと思えますし、我々としてひとつ反省しなければならないのは、特区を利用してですね、実はみどり保育所の分室というような形の中で、斎宮幼稚園での保育を始めましたが、現実の話としては、須恵町のほうでですね、いろいろ出ておりました、いろんな諸問題がやはり前面に、我々の斎宮幼稚園の中でもあったようなお話もちょっと聞かさせていただきました。そのことも踏まえてですね、これからの保育・教育のあり方について、我々としても十分踏まえた上で、新たな整備を目指していかなければならないと、そのように思った次第でございます。

○議長（北岡 泰） 教育長。

○教育長（西岡 恵三） 先ほど、町長が申されましたように、私のほうも須恵町でも大変感銘を受けました。ただ、明和町では以前から幼稚園の保育園化、保育園の幼稚園化という形の中で、ずっと明和町は保育園が1園、なりひら保育園だけが合った時には、もうほとんど同じような教育・保育をやってきたという実績があります。

職員のほうについても、幼稚園教諭と保育士の免許を持った、両方との持った職員を採用すると。で、異動は保育園、幼稚園の間でも異動はやっておりますので、その点については、職員の皆さんの理解は得られるだろうというふうに思っております。

で、ただ以前に今、町長が言いましたように、みどり保育園の分室を斎宮幼

稚園、特区で1学級ですか、あった時には保護者との随分と、このやり取りがあったように聞いております。それと、職員の中で、あの時にもう一つ、職員の交流とかのものがあれば、しっかりしたものができてあったんじゃないかなというふうに思っています。

須恵町もそうでしたし、以前は私がちょうど1年目の教育委員になった時にも、奈良、京都等へもそういう認定子ども園の見学に、議員さんらと一緒にやったことがあります。ちょうど明和町では、まだそこまで煮詰まっていなかったというのは、幼保が一体となって、いろいろの教育・保育のほうは連携してやってきたというものがあつた中身もあるというふうに思っておりました。

だから、これを機にですね、今、検討委員会で議論していただいているものは、幼保一元化に向けて、どう進めていくかというのを、今、町長が言いましたように、しっかりと今後、もう教育委員会の中でも、議論はしまして、そして、進めていこうという中身で、もう少しで議員の皆さんにもお示しできるという方向に、今、考えております。

どこかで踏ん切らないといけないというのは、私の今の心境でございます。

以上です。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

田邊ひとみ議員、再質問ございますか。

田邊議員。

○11番（田邊 ひとみ） 町長、教育長のご意見、聞かせていただきました。やはり私自身も、今の社会情勢、時代の流れを見ておりますと、子どもの就学前教育というものの形は、どんどんその社会に対応した形に変化していくべきではないかと考えております。

ですが、今、私が一番言いたいのは、明和町は本当に熱心に子どもの教育に関して取り組んでいると感じております。その形が崩れてしまうのではないかと、そのような心配、そういうことが絶対あってはいけないと、そのような心配をしておるところがあります。今、本当に先ほども言いましたけれども、

国会で大きく問題となっております、税と社会保障の一体化で、現役世代の子育て世代へ向けての目玉策というようなふうに言われているのが、今のこの幼保一元化、子育て政策なんですけれども、やはり一番心配しているのは、市町村の保育の実施責任がなくなる点や、質の低い業者の参入による混乱などの問題、こういうことが国会でも浮き彫りにされておりました、また、出された意見の中には、待機児童の解消に結びつくということも、難しいのではないかと、そのような指摘も出ておいて、本当にこの新しいシステムの導入に対しては、大きな不安があるということが、社会的にも明白になってきておる時期であると感じております。

また、子どもの保育の介護保険化という問題もあります。子どもの保育が今の介護保険のような形になりますと、いろいろまたちょっと問題も起きると思います。特に介護の現場では、国の補助金の関係で、利用者の体調不良などによる自己都合で休みが多いと、国から下りるお金、事業所に下りるお金が少なくなるというので、施設の経営が圧迫されては困るということで、利用者がプランの変更を迫られるというような問題が発生しております、実際、私自身が家族の問題、家族の中でこの問題に直面しております、相当に頭を悩ませているという部分が、今、体験中でございます。

私、その今、悩んでいることに関しまして、ふっと思ったのが、子どもの就学前教育、幼児保育の中で、このようなことを施設や企業にとって、お金にならない子どもは排除されてしまう、そのようなことが万が一起きてしまったらどうしようかと、そういう心配、そういう気持ちを受けてしまいました。絶対にそういうようなことは、起こしてはいけないと考えております。

特に、子どもを守り育てていくのは、国の責任であり、私たち大人の責任であると思います。本来であるなら、子ども、家庭や地域で育てていく社会環境を整えるということ、そして、公的責任を明確にしていくということが、一番の方策だと私は考えております。このことを明和町に対して、強く求めたいと思っております。

先日、6月8日の赤旗新聞にも、福岡県の保育協会の萬田会長の言葉が載っておりまして。それを読み上げさせていただきますと、法で定められた市町村の保育実施義務をなくしてしまえば、市町村への国の責任もなくなってしまうということになります。努力義務ばかりが市町村を縛ることになってしまいます。予算や人員、それが足りない市町村が国から予算の補償もなくて、努力義務を果たすことができるのでしょうかと、このような言葉が載っておりまして。この言葉を聞きまして、町長はどのようにお考えになりますか。

国からの補償なしで、仮に、国からの補償がなくなるという形でも、明和町は子どもたちを守り通してみせる、努力義務を守りぬくと、私たちに約束していただけますか。それとも、まず今、国に対して国がきちんと責任を持つことが先決であると。国全体で子どもを育て支えていくことが大切だと。それを踏まえて、明和町が全力で子どもを育ていくということをおっしゃってくださいますか。そのような考えをお聞かせいただきたいと思います。どのような考えがあるか。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） いかなる制度が構築されようともですね、あくまでも主役は子どもたちであると。そして、将来の明和町、また日本を支えていく子どもたち、その子どもたちを守り、育てていくのが、我々大人の義務だというふうに感じております。従いまして、子育て支援に全力を挙げて取り組んでいきたいと、そのように考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

田邊ひとみ議員、再質問ございますか。

田邊議員。

○11番（田邊 ひとみ） ただいま、町長からの力強い答弁をいただきました。ぜひともその思いをなくさず、例え国の形が、国のこの制度がどのようになろうと、そういう部分で何か問題があれば、国に対してしっかり声をあげていく、そういう明和町の姿勢を崩さないでいってほしいと思います。

最後に、ちょっとある保育所の経営者が、このような話をしておりましたので、お話をさせてもらいたいと思います。新聞の記事に載っていたそうなんですけれども、今の保育所は子どもが熱を出したら、直ぐに親に迎えに来てくださいというから、その保育所はだめなんだという親がいるということです。熱があっても預かってくれる施設がいいんだということ。皆さんは病児保育を完備した保育施設が、本当に良いと思いますか。今後、儲け主義の企業が保育に参入したら、そういう施設も確実に出てくるでしょう。親は便利になります。企業側も安定した労働力の確保になります。

でも、子どもの命はどうですか、ちゃんと守られますか。

子どもの気持ちはどうですか、ちゃんと守られますか。

病気の子どもは親の胸の中で、安心して看病される、このことが一番でありませんか。安心して子どもを産み、育て、そして、女性が社会に参画をするということは、長時間、子どもをどこかに預けるということだけではないはずです。預けるところがあり、働ける場所があり、でも病気の時には、安心して仕事が休め、子どもと過ごせる時間が持てる、そのような社会をつくるのが、一番大事なんじゃないですか。私もこの経営者の言葉を聞くまでは、大人の都合だけの視点で、今の保育問題を考えておりました。これは私にとっても、大きな反省点であります。

また、先日インターネットの書き込みで、こういうものを目にいたしました。東北地方の駅ビルにある保育園の案内が、エレベーターの中に貼ってあるそうなんですけれども、一次保育、1時間無料サービス、当店でのお買上合計1万円以上で、日曜・祝日に限りますと。もう子どもの保育が、その店を利用する駐車場のサービスなみの扱いとなっております。本当に愕然といたしました。子どもの教育の場が、大人の都合で振り回されて、お金にまみれてしまうものではなく、しっかりと守られたものであり続けることを、私は心から願っております。そのことを強く重ねて、明和町にも求めていることを、ここに申し上げまして、私の一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（北岡 泰） 以上で、田邊ひとみ議員の一般質問を終わります。

延会の告示

○議長（北岡 泰） お諮りします。

本日の会議はここまでとし、延会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 異議なしと認めます。

従って、本日はここまでとし、延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

ご協力、誠にありがとうございました。

（午後 3時 25分）